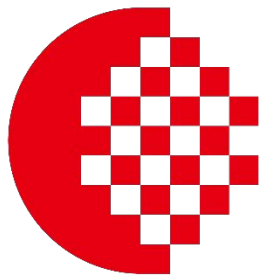


令和 9 年度
伝統文化親子教室事業
3 型 地域連携コース
―地域における裾野拡大―
(旧地域展開型)
募集案内



文化庁

必ずお読みください

お問合せ先

伝統文化親子教室事業（3 型 地域連携コース）事務局（株式会社KBC内）

〒135-0062東京都江東区東雲1-7-12 KDX豊洲グランスクエア3F

[電話] 0570-550-847

[E-mail] chiikirenkei@or.kntct.com

(※これまでのメールアドレスから変更しています)

[対応時間] 平日10:00～17:00（土日祝及び年末年始休み）

応募期間

令和8年10月16日（金）～ 令和8年11月30日（月） 15：00

事務局必着（厳守）

応募書類の提出先

「伝統文化親子教室事業（3 型 地域連携コース）」事務局（株式会社K B C内）

本事業は、令和9年度概算要求の内容に基づき募集を行うものです。
審査等により実施事業者を採択し、事業を委託します。
本募集案内の内容については、**予算の成立、その他の状況により変更が生じる場合があります**
ので、あらかじめ御了承の上、応募してください。
また、審査に際し、応募書類の再提出や関係書類の追加提出を求める場合があります。

伝統文化親子教室事業の開始時期は、令和9年度予算成立後の採択通知日（契約日）以降となります。
したがって、採択通知日より前に発生した経費は事業対象外となります。あらかじめ御了承ください。

文化庁、伝統文化親子教室事業 事務局からのお願い

- **この募集案内の内容を必ずお読みいただき、内容について御了承の上、応募してください。**
- 本事業は継続事業ではなく、毎年度、募集・審査・委託を行う事業です。
そのため、条件やルール等は毎年改定がありますので、あらかじめ御了承ください。
- 審査に関する質問については回答できませんので、御了承ください。
- 事務局のメールサーバーへの到着時刻にて受領を判定します。期限を過ぎての受領は一切認めませんので、余裕をもって御提出ください。
- **事務局のメールアドレスについて、昨年度募集時から変更となっています。送り間違えないよう御注意ください。**
- 事業対象経費、事業対象外経費を御理解の上、応募してください。

【令和9年度の主な留意事項】

1. 応募書類の記載について

【共通】必要書類が未提出又は必要事項が未記載の場合、不採択となる場合があります。

【教室参画事業】参画先団体の伝統文化親子教室（1型 教室実施コース・2型 広域支援コース）の応募がない場合は不採択とします。

2. 採択後の事務手続きについて

採択された応募団体が事業を実施する場合は、文化庁が委託した伝統文化親子教室事業の事務局を担当する業者との間で、委託契約を締結し、契約書を取り交わす必要があります。併せて、予定委託経費額に基づき、実施計画書を提出する必要があります。**実施計画書を提出せずに事業を実施することはできません。**

実施計画書作成における提出期限の遅延は、いかなる場合も認めません。

実施計画書提出時は下記の書類も御提出ください。

- ・1回の発注予定額が10万円（税込）以上の場合は見積書
- ・1回の発注予定額が100万円（税込）以上の場合は仕様書と複数者からの見積書
- ・〇〇一式と計上したものについては、その内訳（数量、単価）が分かるもの

3. 事業の開始時期について

令和9年度事業の採択日は4月下旬以降となる見込みです。事業の開始時期は採択日以降となります。

採択日より前に発生した経費は事業対象外となります。

4. 取下げ・中止について

令和7年度から令和8年度までの2年間連続で、取下げ・中止等により事業を実施していない場合、令和9年度は不採択とすることがあります。実現可能であることを必ず事前に御確認ください。

5. 応募制限について

団体関係者が伝統文化親子教室事業事務局に対し、**令和8年3月31日時点**で債務を有している場合は応募することができません。なお、当該債務がある状態で応募された場合は、不採択とします。

※伝統文化親子教室事業事務局は、当年度及び過年度の事務局を含みます。

6. 採択額について

令和9年度予算状況によっては、**採択額が要望額から減額となる可能性があります。**

【令和9年度の主な変更点】

1. 類型の名称について

「地域展開型」の名称を「3型 地域連携コース ー地域における裾野拡大ー」に変更します。

※事業対象及び内容に変更はありません。

なお、「教室実施型・統括実施型」については以下のとおり変更します。

教室実施型：1型 教室実施コース ー体験・修得機会の創出ー

統括実施型：2型 広域支援コース ー広域展開による担い手育成ー

2. 諸謝金の上限額設定について

「既雇用者/臨時雇用者賃金」「協力謝金」の上限金額を前年度より引き上げました。

（詳細は11ページ参照）

前年度：1,480円/時間 令和9年度：1,570円/時間

「指導謝金」の上限金額を前年度より引き上げました。

（詳細は11ページ参照）

前年度：6,000円/時間 令和9年度：6,300円/時間

3. 宿泊費の都道府県毎の上限設定について

「宿泊費」の上限金額を一部都道府県において引き上げ又は引き下げました。

（詳細は12ページ参照）

一泊当たりの上限金額を超える宿泊は原則全額経費対象外となります。

4. 取下げ・中止について

1型 教室実施コース又は2型 広域支援コースと3型 地域連携コースの両方に応募することは可能です。

ただし、両事業の連携を目的としているため、自己都合によりいずれか一方を取り下げを前提とした応募は認められません。また、採択後に自己都合による事業の取下げや中止があった場合は、他方の事業についても採択を取下げ・中止となる場合があります。

5. イベント情報掲載に係る同意書について

参加希望者への情報提供を目的とし、イベント情報をホームページ等に掲載することに対して、同意書の提出を必須とします。同意書の提出がない場合は、不採択とする場合があります。

目 次

I 事業概要	4
1. 趣旨・目的	
2. 応募団体（事業者）の要件	
3. 対象となる事業の内容	
4. 事業の詳細	
5. 事業の対象となる分野／対象とならない分野	
II 事業対象経費及び事業対象外経費等について	1 0
III 応募方法	1 8
1. 提出書類	
2. 提出書類の提出先・提出期限	
IV 採択方法等	2 0
1. 企画提案書審査及び審査結果	
2. 採択後の事務手続き	
3. 事業スケジュール	
V その他留意事項等	2 1
1. 事業実施に係る留意事項	
2. 不正受給等に伴う応募制限について<重要>	
VI 今後の事務手続きの流れ	2 2
VII 本事業に関する Q & A	2 4
VIII 企画提案書の記入例	3 0
参考資料（委託実施要項・審査基準）	5 1

Ⅰ 事業概要

1. 趣旨・目的

次代を担う子供たちに対して、地域の伝統的な芸能や、茶道、華道、書道、和装、五節句、囲碁、将棋などの伝統文化・生活文化等を体験・修得するきっかけ作りや、これらの機会を計画的・継続的に提供する取組を支援することにより、子供たちの豊かな人間性の涵養（かんよう）を図るとともに、伝統文化等を確実に継承・発展させることを目的としています。

3型 地域連携コースは、地方公共団体等が、伝統文化親子教室事業（1型 教室実施コース・2型 広域支援コース）の指導者等と連携し、幅広い伝統文化等の分野に親しむきっかけ作りや、1型 教室実施コース及び2型 広域支援コースが困難な地域での継続的・計画的な体験・修得機会を提供する取組へ支援を行うものです。

●伝統文化親子教室事業（1型 教室実施コース・2型 広域支援コース）については以下のホームページを参照
伝統文化親子教室事業ホームページ【<https://oyakokyoshitsu.jp>】

2. 応募団体（事業者）の要件

以下の（１）（２）（３）のいずれかに該当するものとします。

ただし、同一の団体（事業者）が複数の事業に応募することはできません。

一つの団体（事業者）につき、応募は一件のみとします。

なお、異なる団体名（事業者名）の応募であっても内容が重複すると認められる場合は、同一事業とみなすことがあります。

また、応募は原則として団体本部のみとし、支部、支所、支局、その他これに類する下部組織からの応募はできません。

- （１）地方公共団体
- （２）地方公共団体が中心として参画し、その他関係団体等で構成され、委託事業を実施するために必要な運営上の基盤を有する以下の要件を満たす伝統文化等の振興等を目的とする実行委員会
- （３）伝統文化等の振興等を目的とする委託事業を実施するために必要な運営上の基盤を有する以下の要件を満たす団体（一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人を含む。）

【（２）（３）に係る要件】

- ・定款、寄附行為に類する規約等を有すること
- ・伝統文化等の振興等を目的とする内容が規約等に定められていること
- ・団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- ・自ら経理し、監査する会計組織を有すること
- ・団体活動の本拠としての事務所を有すること
- ・団体関係者が伝統文化親子教室事業事務局に対し、令和８年３月３１日時点で債務を有していないこと（※伝統文化親子教室事業事務局は、当年度及び過年度の事務局を含みます）

【（３）に係る要件】

- ・**地方公共団体が共催又は後援する取組であること**

応募時に共催又は後援が確定していなくても可とするが、採択後において、共催又は後援がなく、連携していないことが判明したときには、要件を満たしていないこととなり、採択を取り消すこととなるので、早めに内諾等を取りつけておくこと

〔留意事項〕

- （１）（２）（３）にかかわらず、応募から実績報告書類の提出まで**一連して管理できる事務担当者を選任してください。**

事務担当者は必ず連絡が取れるよう、電話番号のほか、添付ファイルの送受信が可能なEメールアドレスを持っている方としてください。

事業概要

3. 対象となる事業の内容

地域の伝統文化等を子供たちが体験するとともに、当該伝統文化等の歴史や内容等についても理解することができる取組を対象とします。

（子供たちに伝統文化等の体験機会（子供による実演）を提供する取組が対象であり、鑑賞は事業対象外、試食のみは事業対象外となりますので御注意ください。）

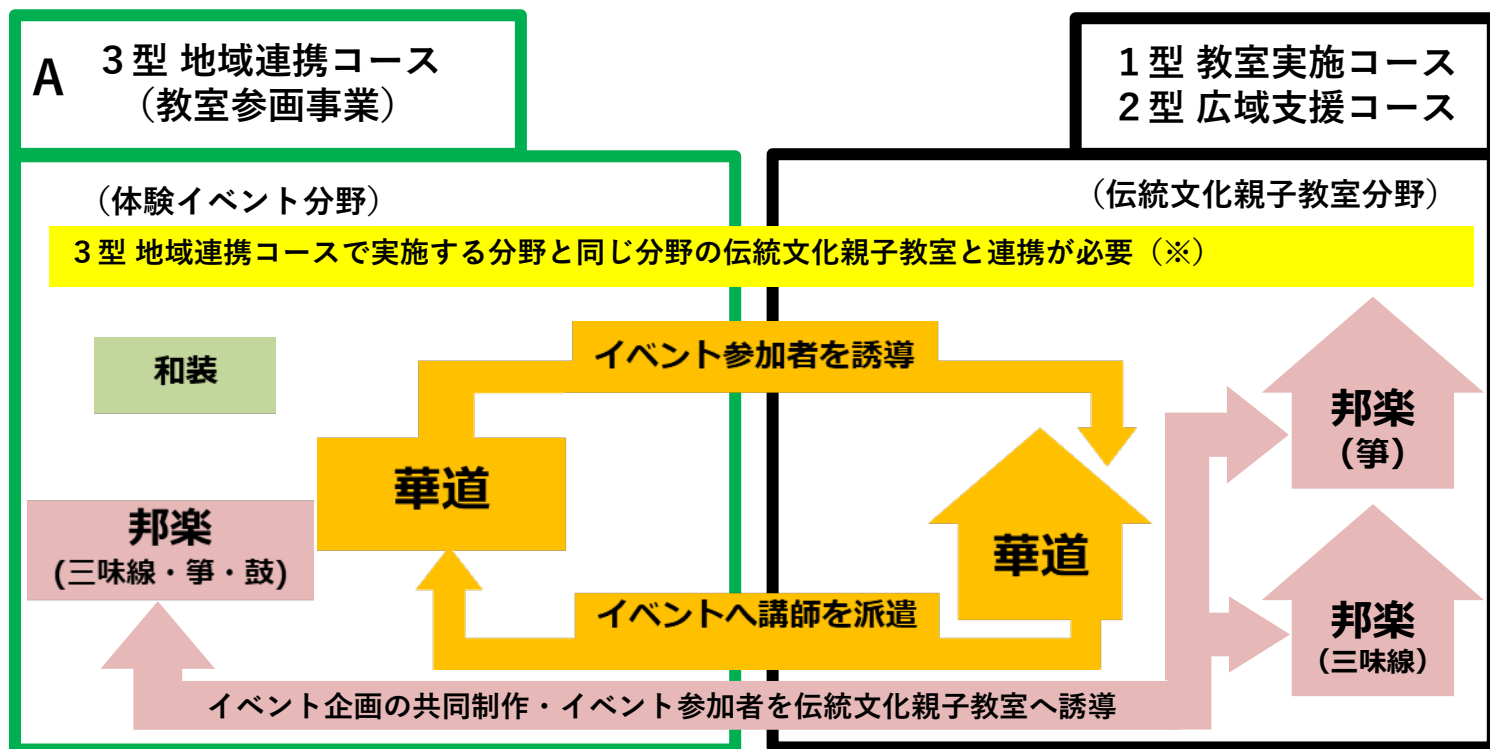
取組の内容については、応募する事業に応じて以下のA又はBを満たす取組としてください。

A 教室参画事業

■教室参画事業とは：地方公共団体等に地域の伝統文化親子教室（1型 教室実施コース・2型 広域支援コース）が参画し、子供たちに幅広い分野・地域の伝統文化等に親しむきっかけ作りの機会を提供することで、参加した子供たちを伝統文化親子教室（1型 教室実施コース・2型 広域支援コース）へ誘導し、伝統文化等の継承・発展を促す取組

■要件：以下の全てを満たすこと

- ・ 幅広い分野や地域等で伝統文化等に親しむきっかけとなる体験イベントを実施すること
- ・ 伝統文化親子教室（1型 教室実施コース・2型 広域支援コース）が当該取組に参画して行うものであること
- ・ 体験イベントと、参画する伝統文化親子教室（1型 教室実施コース・2型 広域支援コース）で扱う分野については、同じ分野を必ず含んでいること（全てが同じ分野でなくてもよいが、同じ分野のものを全く含んでいないものは不可）
- ・ 体験イベントに参加した子供が通える範囲にある伝統文化親子教室（1型 教室実施コース・2型 広域支援コース）と連携すること



※：伝統文化親子教室事業ホームページで掲載している、令和8年度第2次審査合格事業一覧

【https://oyakokyoshitsu.jp/jigyo/r8-kyoshitsu_2.html】を活用し、団体様御自身で各教室へお問い合わせください。（詳細は29ページQ25参照）

I 事業概要

B 教室代替事業

■教室代替事業とは：地方公共団体等が、1型 教室実施コースの実施が困難な地域・分野（※）において、幅広い分野・地域の伝統文化等に親しむきっかけ作りの機会と、計画的・継続的な体験・修得の機会の両方を提供する取組

（※）：1型 教室実施コースの実施が困難な地域・分野とは以下の両方又はいずれかに該当する場合。

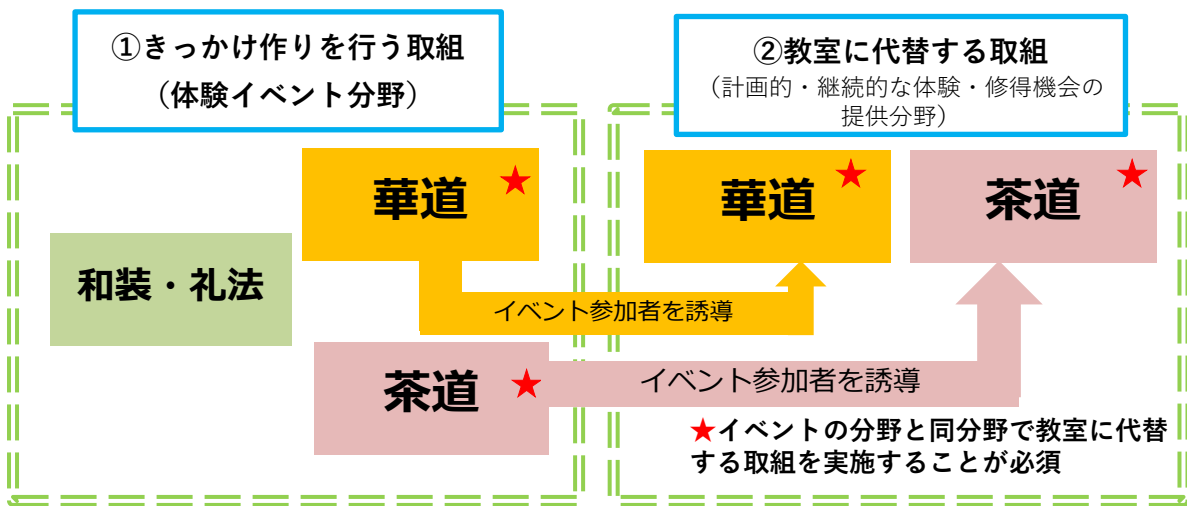
- ①開催地が1型 教室実施コースの実施がない市区町村もしくは過疎地域
- ②対象分野が開催市区町村で1型 教室実施コースのない分野

■要件：**以下の全てを満たすこと**

- ・ 幅広い分野や地域等で伝統文化等に親しむきっかけ作りを行う取組（以下「きっかけ作りを行う取組」という。）を含んでいること
- ・ 伝統文化親子教室（1型 教室実施コース）の実施が困難な地域・分野で、計画的・継続的な体験・修得機会の提供を行う取組（以下「教室に代替する取組」という。）を含んでいること
- ・ きっかけ作りを行う取組と教室に代替する取組で扱う分野については、同じ分野を必ず含んでいること（全てが同じ分野でなくてもよいが、同じ分野のものを全く含んでいないものは不可）

B 3型 地域連携コース （教室代替事業）

必ず「①きっかけ作りを行う取組」から「②教室に代替する取組」の順番となるよう計画し、参加者が誘導されるように工夫してください。



〔留意事項〕

A及びBのいずれも、**事業終了後（次年度）に追跡調査を実施し、結果を提出する必要があります。**

類型共通の事業の詳細は7～8ページ参照

I 事業概要

4. 事業の詳細

■ 項目	詳細
■ 要望額の上限	・ 要望額（事業対象経費）の上限額は、1 団体（事業者）につき 500万円 とします。
■ 開催場所	・ 本事業を行う目的・内容にふさわしい施設（地域の市民会館等の公共施設や文化施設、社会体育施設等）で行ってください。 ・ 子供たちが参加しやすい会場で開催してください。 ・ 日本国内での実施に限ります。
■ 実施計画期間 開催期間	・ 事業の対象期間は、下記の期間内となります。 令和 9 年 4 月下旬以降（予定）～令和 1 0 年 2 月 2 9 日を限度とする（※ 1） ・ 企画提案書には、上記の期間の範囲内で、下記 2 つの期間を御記載ください。 ① 実施計画期間 ……事前準備から開催後の支払処理などを含めた事業運営に要する期間 ② 開催期間（※ 2）…イベント・教室等の実際の開催期間 ※ 2 実施計画期間の範囲内で、放課後や週末、長期休みなどを利用して計画的に設定してください。 採択された場合、実施計画書を御提出の上、（※ 1）の範囲内で契約期間を定め、事務局と委託契約を締結します。 契約日～開催期間最終日までに発注又は納品されており、かつ事業に使用された物品・役務に係る領収書が経費対象となります。証憑など必要書類の提出を含めた実績報告書の提出期限は、最長で令和 1 0 年 2 月 2 9 日となります。支払処理や証憑整理に充てる期間を最短でも 1 か月程度確保できるように、各自責任をもって御計画ください。（1 月末迄に開催を終えることが望ましい）
■ 開催時間	・ 子供たちが参加するにふさわしい時間帯で開催してください。 ・ 学校の授業に当たる時間帯等（文化祭や運動会などの学校行事を含む）を利用して実施するなど、学校の授業・行事の一環として事業を開催することはできません。
■ 開催回数/日数	【教室代替事業のみ】 ・ 教室に代替する取組においては、「計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供する」ことを目的としているため、各分野の教室の開催回数は、1 回当たりの教室時間が 4 5 分程度を目安に 5 回以上とし、さらに開催日数は 3 日以上とします。満たさない場合は、対象となりません。 （開催回数・開催日数に発表会・大会・体験を伴わない鑑賞のみの回は含みません。）また、複数分野を実施する場合であっても、各分野の開催回数及び開催日数を合算して要件を満たすことはできません。 ・ 上記をもとに目標を達成するために必要な開催回数、開催日数を決めてください。 ・ 教室の開催回数、開催日数に上限はありません。
■ 参加者の対象	・ 原則、小学校 1 年生から中学校 3 年生を対象とします。 ・ 子供とともにその保護者（同伴者）の参加も可能ですが、必須ではありません。 ・ 就学前の幼児や高校生も参加できる内容であれば、幼児や高校生も参加可能ですが、<u>未就学児・高校生のみを対象とする事業は不可</u>とします。同様に保護者・教員のみを対象とする事業も本事業として認められません。
■ 参加人数	・ 実施する事業の規模に見合った参加人数を想定し、実施してください。参加人数が著しく少ない場合、理由書を提出いただく場合があります。 ・ 経費を効率的に運用し、より多くの子供たちに体験機会を提供してください。 なお、子供の延べ参加人数（見込み）は企画提案書に御記載ください。 【教室参画事業のみ】 ・ 「体験イベント」に参加後、参画する 1 型 教室実施コース・2 型 広域支援コースの教室に参加した人数については把握できるようにしてください。

事業概要

■ 項目	詳細
■ 広報活動、参加者募集	・参加人数を確保できるよう広報活動、参加者募集を行ってください。 ・また、正確な参加人数の把握と、体験した参加者の追跡調査を行えるようにしてください。 ・<u>伝統文化関係団体が実施主体の場合は、地方公共団体との共催、後援等による連携協力により、地域での効果的な広報に努めてください。</u>
■ アンケート、追跡調査	・<u>事業実施時及び事業終了後（概ね1年後）</u>に、団体にてアンケート及び追跡調査を行い、本事業の効果測定を必ず実施し、御報告ください。 ①アンケート：体験終了直後に事業の成果や効果に関する質問を参加者に調査いただくもの ②追跡調査：体験終了後（概ね1年後）に伝統文化を継続的に修得しているか等を参加者に調査いただくもの（追跡調査例：参加者募集時は事前申込制とし、連絡先の把握を行った上で1年後に調査票を送付・回収し集計する等） アンケートの実施及び集計は委託契約期間内に行い、集計結果を実績報告書とともに御提出ください。追跡調査は事業終了後（概ね1年後）の見込みとなりますので、E-mailやWEBフォームを利用するなど、追加費用がかからないような方法で実施できるよう御計画ください。 アンケート、追跡調査の設問等の詳細につきましては、採択後に事務局より御案内します。 ※令和9年度に本事業へ参画をした団体が令和10年度も本事業に参画した場合においても、令和9年度の追跡調査についての費用は全て対象外経費となります。
■ 参加費等の徴収	・本事業の対象者は「■参加者対象」に記載のとおりです。 ・<u>子供とその保護者（教員含む）以外の参加に係る経費は、支援対象外経費となることに御留意ください。</u> ・支援の対象となる参加者（特に子供）から参加費や会費などを徴収する場合、可能な限り参加者が自ら使用・消費する材料費（陶芸の粘土、華道の花、茶道の抹茶、料理の食材等）の実費にとどめてください。 ・参加費等を徴収しないと事業の開催が困難な場合、徴収を妨げるものではありませんが、<u>指導者等への謝礼（いわゆる月謝）として参加費等を徴収することはできません（徴収した参加費等を謝礼金・旅費に充てることは認めません）。</u> ・<u>また、高額な参加費の徴収は認められないことがありますので御留意ください。</u>
■ 子供たちへの指導	・子供たちが怪我をすることがないように安全に配慮するとともに、子供たちの健全な育成にも配慮して実施してください。 ・安全配慮の一環としてスポーツ安全保険（文化活動も対象 詳しくは公益財団法人スポーツ安全協会のホームページを参照）等への加入を推奨します。（https://www.sportsanzen.org/） ・特に夏季に教室を実施する場合、熱中症事故の防止に十分御配慮ください。 ・段位や資格を要する分野において指導する場合は、指導者の資格が必要です。必要な場合は、資格を示していただく場合があります。

I 事業概要

5. 事業の対象となる分野／対象とならない分野

本事業で対象とする伝統文化等は、様々な分野が考えられます。どの分野を取り上げるかは、応募団体で決めてください。

対象となる分野

イ_神楽	ロ_獅子舞	ハ_お囃子	ニ_イ〜ハ以外の 民俗芸能 (※)	ホ_祭り行事	ヘ_民謡・民舞	ト_和太鼓
チ_能楽	リ_邦楽	ヌ_邦舞・ 日本舞踊	ル_伝統工芸	ヲ_百人一首・ カルタ	ワ_囲碁	カ_将棋
コ_華道	ク_茶道	ケ_書道	コ_武道	セ_和装・礼法	ソ_食文化・ 郷土料理	ナ_上記以外の 分野 (※)

※「ニ_イ〜ハ以外の民俗芸能」「ナ_上記以外の分野」を選択した場合は、企画提案書に事業を行う分野を簡潔に御記入ください。

なお、審査において伝統文化等に該当しないと判断された分野・事業は、不採択とします。
(過去の対象外事例は以下のとおり)

対象とならない分野・事業

① 本事業の趣旨に合わないもの

■過去の対象外事例：
運動、現代演劇、合唱、実験、図工、スケッチ、素読、脳トレ、朗読、観光ガイド作成、野外運動（遠足、社会科見学）、
段位認定審査会に係る教室、鑑賞会・発表会・大会のみの実施
試食以外の体験を伴わない食文化・郷土料理の事業 等

② 近年において、外国から由来した分野及び国内で普及した分野

■過去の対象外事例：
バルーンアート、よさこいソーラン、フラワーアレンジメント 等

③ 近年に創作された分野又は創作活動であるもの

■過去の対象外事例：
浦安の舞、絵手紙・絵はがき、親守詩、かるた作成、カレンダー作り、創作ダンス、苔玉盆栽 等

④ 地域的な関係性がなく、全国的な定着が浅い民俗芸能等

■過去の対象外事例：
阿波踊り（実施場所が徳島県以外）、エイサー（実施場所が沖縄県以外）、津軽の手踊り（実施場所が青森県以外） 等

⑤ 来歴等から、当該分野の道具・材料・手法等が必ずしも伝統的とはいえないもの

■過去の対象外事例：
唱歌（しょうか）、手芸（和裁を除く）、大正琴、文化琴

⑥ 教室の内容が昔遊び“のみ”で実施する場合

■過去の対象外事例：
けん玉、折り紙、お手玉、コマ、福笑い 等
※ただし、子供たちに体験・修得してもらいたい主な分野に付随・関連して行う場合は、対象とします。
（付随・関連理由を企画提案書（様式1-2）に記載すること）
例：「百人一首・カルタ」などをメインとした昔遊びの教室内容の一環として、「コマ」、「福笑い」等を実施する。

II 事業対象経費及び事業対象外経費等について

費目共通対象外

- 学校の授業・行事に当たる時間帯等を利用した取組
- 実施計画期間外（契約期間外）に発生した経費
- 契約日～開催期間最終日までに発注又は納品がされていない物品・役務に係る経費
- 証憑書類（領収書、支出命令書等）を提出できない経費
- 証憑書類の差出人と宛名が同一である等、透明性を確保できない経費
- 商品券、プリペイドカード、ポイント等で支払った経費
- 事業の趣旨・要項に鑑みて適切ではない経費、積算根拠が不明瞭な経費
- 参加者個人が支払うべき参加費、入場料等（出品手数料等を含む）
- 経常的な団体運営に要する経費
- 神職のみによる神事等、特定の宗教者・宗教団体によって行われる宗教行事 等

〔留意事項〕

クレジットカードによる支払は可能ですが、団体若しくは代表者等団体の関係者（役員名簿に記載がある方、講師含む）名義のカードに限ります。証憑書類としては、領収書（クレジット払であること及び金額の内訳が明記されているもの。）及び構成員であることが分かる資料等を御提出ください。

<収支予算書（支出の部） 各費目と種別の名称>

費目	種別
人件費	人件費
事業費	諸謝金
	旅費
	借損料
	消耗品費
	通信運搬費
	雑役務費
	保険料
	消費税相当額
人件費＋事業費の合計（A）	
一般管理費（B） 【（A）× 10％】以内の額	
再委託費（C） 【（要望額）× 90％】未満の額	
要望額（A＋B＋C）	

II 事業対象経費及び事業対象外経費等について

※地方公共団体は、人件費、諸謝金及び旅費について、下記表内の上限金額あるいは実施団体の基準・条例等を準用した場合はその基準・条例が分かる書類を御提出ください。

費目	種別	対象・対象外	経費の内容	必要な証憑書類 (領収書・振込明細書等 は除く)	留意事項
人件費	人件費	賃金の領収書は個人名での発行に限る			
		対象	本事業のための臨時雇用又は既雇用者が本事業の業務を担う場合に必要な賃金 ■既雇用者/臨時雇用者 上限金額1,570円/時間 (地方公共団体においては会計年度任用職員の賃金に限る)	■被雇用者の氏名、勤務期間又は勤務時間等が分かる書類 例) 給与明細、出勤日報、出勤簿など ■銀行振込の場合、銀行振込明細表を証憑書類として認める ただし氏名・勤務時間・勤務期間が分かる書類を提出すること	■給与として支給するものに限る ■本事業における具体的な従事内容を記載すること ■既雇用者は、通常従事している業務と本事業実施に係る業務を区別していることを明確にすること ■アンケート集計に係る経費も計上可 ■受領者名は本名で記載されていること(雅号・芸名で記載されているものは不可)
		対象外	■事務局に提出する書類の作成(実施計画書・実績報告書等)に係る賃金		■賞与及び法定福利費は経費対象外
事業費	諸謝金	諸謝金の領収書は個人名での発行に限る			
		対象	■指導謝金 上限金額6,300円/時間		■模範演技、実演、演技披露等も指導謝金として計上 ■準備等の時間は除き、実指導時間(模範、実演、演技披露の時間含む)のみ経費対象 ■領収書発行者名は本名で記載されていること(雅号・芸名で記載されているものは不可)
			■協力謝金 上限金額1,570円/時間		■具体的な作業内容が分かるよう記載すること 例) “会場整理” “会議出席” “資料作成” ■指導の前後の準備等を計上する場合は協力謝金を用いること ■アンケート集計に係る経費も計上可 ■領収書発行者名は本名で記載されていること(雅号・芸名で記載されているものは不可)
		対象外	■事務局に提出する書類の作成(実施計画書・実績報告書等)に係る諸謝金		

II 事業対象経費及び事業対象外経費等について

※地方公共団体は、人件費、諸謝金及び旅費について、下記表内の上限金額あるいは実施団体の基準・条例等を準用した場合はその基準・条例が分かる書類を御提出ください。

費目	種別	対象・対象外	経費の内容	必要な証憑書類 (領収書・振込明細書等は除く)	留意事項
事業費	旅費	旅費の領収書は個人名での発行に限る			
		対象	■指導者・協力者の旅費	■飛行機を利用：航空会社発行の航空運賃領収書及び搭乗したことを確認することができる書類（搭乗証明書等）	■公共交通機関を利用して最も経済的・効率的な経路での交通費を指す ■使用日及び使用区間を記載すること
			■事前打ち合わせに係る旅費		
			■宿泊費 上限金額 9,000円～21,000円 ※宿泊地により異なる	■宿泊の必要性及び宿泊地について記載された理由書（事業開始に間に合わせるための前泊、事業後帰宅することが困難な場合の後泊等、理由及び宿泊地が妥当であると認められる場合のみ対象） ■宿泊（いわゆる素泊まり料金）を確認することができる書類（領収書等）	■各都道府県の上限金額は別表16ページ参照 ■一泊当たりの上限金額を超える宿泊は原則全額経費対象外とする ■食事代がパック料金に含まれる場合は、食事代を差し引いた額を対象とする ただし、食事付きプランを利用した場合、領収書等で食事代の金額を明確に分けること
			■自家用車の使用などに係る旅費	■自家用車の必要性について記載された理由書及び根拠資料 ■利用した距離（km換算）と出発地の地方公共団体の条例等で定められた1km当たりの経費額が分かる資料	
		対象外	■日当 ■参加者の旅費 ■特別料金（グリーン料金・ビジネスクラス料金等） ■駐車場代 ■ガソリン代 ■高速道路料金 ■宿泊に係る食事代		

II 事業対象経費及び事業対象外経費等について

費目	種別	対象・対象外	経費の内容	必要な証憑書類 (領収書・振込明細書 等は除く)	留意事項
事業費	借損料	対象	■会場使用料 (付随空調費等含む)	■事業実施時間と乖離しない借上げ時間とすること ただしやむを得ず事業実施時間を超えて計上する際は理由書を求める	■<u>団体及び構成団体・構成員の所有物にかかるレンタル料は経費対象外とする</u>
			■用具・機材など ■衣装・楽器など		
			■車両借上げ代	■必要性について記載された理由書	
		対象外	■団体の運営に係る打合せ等の会場費 ■家賃、事務所賃料 ■事業実施日以外の会場使用料 ■参加者数を著しく上回る数量の物品に係る借損料		
	消耗品費	対象	団体が所有し管理する物品に限る ■テキスト代、楽譜代 ■コピー用紙等の文房具代 ■体験に必要な材料・道具代 ■記録用のDVD/CD/SDカード/USB等		■単価5万円（税込）未満のものに限る ■参加人数に対し妥当な数量を購入すること ■社会通念上著しく高額と認められるものは対象外 ■数回だけの使用については、購入ではなく、レンタルを推奨する
		対象外	■飲食費、菓子折、手土産、酒類等 ■備品類（机、椅子等。事業終了後も使用できるものを含む） ■団体所有物以外（団体構成員個人の所有物等）の用具の新調 ■神社所有の神輿等の新調 ■開催期間後に購入したもの ■転売可能な電化製品（パソコン、カメラ、プリンター等） ■体験時に使用していないテキストやDVDなどの配布物 ■個人が所有することとなる物品（記念品等） ■印鑑（判子、ゴム印） ■クリーニング代 ■お礼状、表彰状、参加者への配布写真		■飲食費： 参加者やスタッフ用の飲料・弁当など、体験事業に必要な食品等（熱中症対策のドリンク等も含む） ■記念品： トロフィーや参加賞等として配布された物品（事業により作成した成果物などは対象経費） ■備品類： 事業終了後も使用できると判断される場合は、経費対象外又はレンタルにて御対応をお願いする場合がある

II 事業対象経費及び事業対象外経費等について

費目	種別	対象・対象外	経費の内容	必要な証憑書類 (領収書・振込明細書等 は除く)	留意事項
事業費	通信運搬費	対象	事業に必要な書類や冊子などを郵送及び宅配する際に係る経費 ■切手代 ■レターパック代 ■パンフレット等の送料	■発送先リスト	
		対象外	■本事業の書類提出に係る通信運搬費		
	雑役務費	対象	■参加者募集チラシのデザインや印刷製本に係る経費	■成果物のデータ又は原物（チラシや台本等）	■募集チラシは募集人数と見合った部数とすること
			■団体所有の用具の修理費 事業実施に必要な用具に限る		
			■技術費 映像作成、撮影、WEBサイト構築、イベント運営、会場設営及び重量物・精密品の輸送等、事業遂行に必要な専門知識・技能に基づき第三者が行う（外注）経費 ■印刷などの軽微な請負業務。委託業務の目的を達成するために付随している定型的な外注業務	■技術費については、本事業に係る費用であることを証明する書類（領収書の明細等）	■雑役務費においても諸謝金、人件費は本表の基準を適用すること（見積書にも内訳を記載すること） ■技術費により作成されるものについては、事業実施期間のみ使用すること ■WEBサイト構築については、開発費のみを対象とし、維持管理費については経費対象外
			■振込手数料	■振込手数料が分かる書類（振込明細表など）	
		対象外	■団体所有物以外（団体構成員個人の所有物等）の用具修理費 ■開催期間終了後の用具修繕費 ■神社所有の神輿等の修理費 ■電話、FAX、インターネット代 ■収入印紙・証紙代 ■オンライン会議等ツールの登録料 ■事務局に提出する書類の印刷製本費（本事業の実施計画書、実績報告書等） ■団体の活動広報費		■オンライン教室を実施する際の無線、LANルーター（Wi-Fiルーター）等のレンタルに係るインターネット通信費については、講師が教室のために使用する場合のみ対象

II 事業対象経費及び事業対象外経費等について

費目	種別	対象・対象外	経費の内容	必要な証憑書類 (領収書・振込 明細書等は除 く)	留意事項
事業費	保険料	対象	■参加者の保険料 (安全保険などの傷害保険)	■保険内容が分かる書類(保険証券など)	■保険期間が開催期間内かつ参加者のみ加入していること ■スポーツ安全保険のみ年間契約でも可。詳しくは公益財団法人スポーツ安全協会ホームページを参照 (https://www.sportsanzen.org/)
		対象外	■指導者の保険料 ■物品に対する保険料(損害保険) ■年間契約又は実施計画期間外の保険料 ■参加者が加入していることが証明できない保険料		
	消費税相当額	対象	■人件費(不課税対象経費)等に係る消費税相当額 ■外税方式で記載する場合の消費税相当額		■1円未満の端数は切り捨てること
		対象外	■地方公共団体及び免税事業者における消費税相当額		
一般管理費		対象	■経費の算定が難しい光熱費や管理部門の人件費(管理的経費)等の人件費		■人件費と事業費の合計金額の10%以内とすること
		対象外	■地方公共団体における自身の一般管理費(再委託先の一般管理費は計上可)		
再委託費		対象	■委託契約を交わして委託業務そのものの一部を第三者に行わせるもの (委託の目的を達成するために付随して必要となる印刷等、完成物(納品物)を明確にすることができる仕様書に基づいて実施する請負業務等は雑役務費に計上)	■再委託内容及び経費積算の分かる書類	■契約額及び精算額の90%以上を再委託しないこと ■契約の際は可能な限り入札等により相手方を決定すること ■再委託費においても人件費、諸謝金については本表の基準を適用すること
		対象外	■各費目の対象外に準ずる		

II 事業対象経費及び事業対象外経費等について

※地方公共団体は、人件費、諸謝金及び旅費について、下記表内の上限金額あるいは実施団体の基準・条例等を準用した場合はその基準・条例が分かる書類を御提出ください。

〔宿泊費の上限額〕

別表

都道府県	宿泊費上限額 (一泊につき)	都道府県	宿泊費上限額 (一泊につき)
北海道	15,000円	滋賀県	11,000円
青森県	12,000円	京都府	20,000円
岩手県	10,000円	大阪府	16,000円
宮城県	12,000円	兵庫県	17,000円
秋田県	11,000円	奈良県	12,000円
山形県	10,000円	和歌山県	11,000円
福島県	9,000円	鳥取県	9,000円
茨城県	11,000円	島根県	12,000円
栃木県	11,000円	岡山県	14,000円
群馬県	12,000円	広島県	14,000円
埼玉県	16,000円	山口県	9,000円
千葉県	17,000円	徳島県	10,000円
東京都	21,000円	香川県	15,000円
神奈川県	16,000円	愛媛県	12,000円
新潟県	16,000円	高知県	12,000円
富山県	11,000円	福岡県	17,000円
石川県	10,000円	佐賀県	11,000円
福井県	10,000円	長崎県	13,000円
山梨県	13,000円	熊本県	14,000円
長野県	13,000円	大分県	11,000円
岐阜県	13,000円	宮崎県	11,000円
静岡県	12,000円	鹿児島県	11,000円
愛知県	12,000円	沖縄県	12,000円
三重県	12,000円		

II 事業対象経費及び事業対象外経費等について

注意事項

- 事業の一環として、体験に参加した子供たちが成果披露を行う発表会を開催する場合、当該発表会の開催にかかる経費は対象としますが、教室代替事業における“教室に代替する取組”の開催回数及び日数（7 ページ参照）には含めることができません。
- 事業の一環として、体験を伴わない鑑賞を行う場合、当該鑑賞にかかる経費は対象外となり、教室代替事業における“教室に代替する取組”の開催回数及び日数（7 ページ参照）にも含めることができません。
- 体験で使用するテキストや教材の作成も対象ですが、体験機会の提供そのものが事業の主眼となるよう御計画ください。
- 印刷物（テキストや教材のほか、ポスター等の広報印刷物を含む）は、実施規模に対して過大な数量の発注が認められる場合は、追加書類を求めることがあります。
- 実施計画書提出時は、下記の書類も御提出ください。（応募時は提出不要です）
 - ・ 1 回の発注予定額が10万円（税込）以上の場合は見積書
 - ・ 1 回の発注予定額が100万円（税込）以上の場合は仕様書と複数者からの見積書
 - ・ ○○一式と計上したものについては、その内訳（数量、単価）が分かるもの
- 地方公共団体は、人件費、諸謝金及び旅費について、表内の上限金額のほか実施主体の基準・条例などを準用することができます。ただし、表内の上限金額を超過する基準・条例などを準用する場合は、実施計画書提出時及び実績報告書提出時に根拠資料を御提出ください。
- 応募団体が主体的に事業を運営するため、再委託費の割合に制限を設けています。
再委託費が精算額の 90 % 以上となった場合、精算額の全額が認められないので御注意ください。
- 積算に当たり、表内に記載のないものについては文化庁ホームページ「文化庁委託業務の事務処理について」の「委託事業の手引き（文部科学省大臣官房会計課）」を併せて御参照ください。
【https://www.bunka.go.jp/qa/pdf/94307701_02.pdf】
- 各経費について、理由書が提出された場合でも経費として認められない場合があります。

Ⅲ 応募方法

1. 提出書類

【共通】

- ① 企画提案書（別添様式 1 - 1 ~ 1 - 5 内）
- ② 誓約書（別添様式 1 - 6）（地方公共団体は不要）
- ③ 団体（実行委員会）規約及び役員名簿（地方公共団体は不要）
※ 3 型 地域連携コースに加えて、1 型 教室実施コース又は 2 型 広域支援コースにも応募している場合は、以下の赤枠に記載の資料を御提出ください。（応募していない場合は、提出不要）
- ④ 同意書（別添様式 1 - 7）

【教室参画事業のみ】

- ⑤ 参画する 1 型 教室実施コース又は 2 型 広域支援コースの教室について、以下の赤枠に記載の資料を御提出

令和9年度 様式1	
令和 8 年 月 日	
株式会社 K B C 伝統文化親子教室事業 事務局設	
団体名	—
郵便番号	〒 —
団体所在地	—
代表者職名	—
代表者氏名	(印省略)
※規約・定款等に記載されている団体の名称・郵便番号・団体所在地、代表者職名・代表者氏名を正確に入力してください。 ※代表者氏名は本名で入力してください。漢名・姓等は不可。 ※流石の代表者（要元等）ではなく、事業を実施する際の責任者を代表者として入力してください。	
令和9年度伝統文化親子教室事業（1型 教室実施コース）企画提案書	
令和9年度伝統文化親子教室事業（1型 教室実施コース）について実施したいので、募集案内の内容に同意した上で、関係書類を添えて下記のとおり提案します。	
記	
事業の名称	※事業の名称には、特定の流派名、団体名、又は商品名等を冠に付けないでください。
事業の着手及び完了の予定期日	着手 令和9年度伝統文化親子教室事業に係る採択通知日 完了 令和 年 月 日 ※採択通知日より前に発生した結果は事業対象外となります。 ※完了の予定期日は、令和10年1月31日までの日付で入力してください。
委託経費の要望額	円 ※収支予算書（様式3）の「収入の部」の「本事業による委託経費の要望額（B）」に記載した金額を入力してください。
☐ 当団体は、教室を実施する施設の指定管理者ではありません。 ※応募団体の要件を満たす団体であっても、公的施設の指定管理者としての応募は不可	
☐ 伝統文化親子教室事業（3型 地域連携コース）への応募も検討しています。 ※募集案内11ページ「6. 要望額（教室規模に応じた上限額）」、8ページ「参加人数」参照	
氏名	<事務担当者連絡先> <代表者連絡先>
連絡先 (TEL)	
〃 (FAX)	
〃 (Eメールアドレス)	
書類等の郵送先住所	郵便番号 〒 — 住所 〒 —
その他 (日中連絡先)	
審査結果等の送付先	
※事務担当者/代表者のどちらかを希望する方に「〇」を入力	
※事務担当者は、必ず電話番号のほか、FAX又は添付ファイルの送受信が可能なEメールアドレスを持っている方を選任してください。	

令和9年度「1型 教室実施コース、2型広域支援コース募集案内 31ページ 様式1」のPDFデータを御提出ください。

※提出書類の様式は伝統文化親子教室事業（3型 地域連携コース）ホームページに掲載しています。

下記URLよりダウンロードをお願いします。

伝統文化親子教室事業（3型 地域連携コース）ホームページ【<https://oyakokyoshitsu.jp/chiiki/>】

※伝統文化親子教室事業の詳細については下記URLよりホームページを御確認ください。

令和9年度伝統文化親子教室事業ホームページ【<https://oyakokyoshitsu.jp/>】

※企画提案書提出時には見積書・仕様書・〇〇一式と記載した際の内訳書は不要です。

※提出書類に不足及び不備があった場合でも、連絡は行いません。

なお、提出書類の不足及び記入箇所の不足は、審査にて不採択とします。

Ⅲ 応募方法

2. 提出書類の提出先・提出期限

(1) 提出書類の提出先及び問合せ先

「伝統文化親子教室事業（3型 地域連携コース）」事務局 （株式会社KBC内）

TEL：0570-550-847

E-mail: chiikirenkei@or.kntct.com

※メールアドレスについては昨年度から変更となっています。

(2) 企画提案書提出方法

- ・提出書類（「Ⅲ 応募方法 1.提出書類」参照）はE-mailで御提出ください。
（郵送での提出は不可）
- ・企画提案書（様式1-1～1-5内）についてはExcel形式データとPDF形式データ、誓約書（様式1-6）、同意書（様式1-7）、団体規約及び役員名簿は区分ごとにPDF形式データで御提出ください。
- ・メールの件名及び添付ファイル名は以下のとおりとしてください。
件名：「【応募】応募者（事業者）名」
添付ファイル名：「書類名・応募者（事業者）名」（例：企画提案書・〇〇実行委員会）
- ・メールサーバーの都合上、添付ファイルは合計7MB以下としてください。
容量を超える場合は分割して送信してください。

(3) 企画提案書の提出期限等

提出期限：令和8年11月30日（月）15：00

※提出後の書類の差替え、変更、追加などは一切認めません。

※審査に関する質問については回答できません。

※事務局のメールサーバーへの到着時刻にて受領を判定します。

（受領しましたら3営業日以内を目途に受信の旨御返信します。）

期限を過ぎての受領は一切認めませんので余裕をもって御提出ください。

(4) その他

本事業に係る企画提案書などの作成、提出などに係る費用は、採択結果にかかわらず応募者の負担とします。また、提出された企画提案書などについては返却しません。

Ⅳ 採択方法等

1. 企画提案書審査及び審査結果

提出された応募書類について、伝統文化などに識見を有する“外部有識者”で構成される協力者会議において審査を行い、採択・不採択を決定します。

審査結果は採択・不採択にかかわらず、令和9年4月下旬以降を目途にメールにてお知らせし、採択の場合は採択額（委託経費額）を通知します。ただし、今後の予算の成立状況によっては、変更が生じる場合がありますのであらかじめ御了承ください。

なお、採択額は本事業の予算の範囲内で決定するため応募者の提示する金額（要望額）と必ずしも一致するものではありません。

2. 採択後の事務手続き

採択された応募団体が事業を実施する場合は、文化庁が委託した伝統文化親子教室事業の事務局を担当する業者との間で委託契約を締結し、契約書を取り交わす必要があります。

契約条件などが合致しない場合には、委託予定者と委託契約締結を行わない場合があります。

併せて、採択額に基づき事業内容及び経費の内訳などを記載した実施計画書を提出する必要があります。実施計画書を提出せずに事業を実施することはできません。

【採択された事業の情報公開について】

伝統文化親子教室事業では、広く国民へ普及を図ることに加えて、イベントへの参加を希望される子供、保護者の方にも活用いただくために、ホームページを用意しています。

本事業ホームページでは、提出いただいた企画提案書（応募書類）をもとに、「団体名」「実施計画名」「分野・実施内容」「実施時期」「開催地」等の情報が公開されますので御了承ください。

3. 事業スケジュール

- ① 令和9年度募集開始 令和8年10月16日（金）
② 企画提案書提出期限 令和8年11月30日（月） 15：00

- ③ 採択及び実施計画書の提出 令和9年4月下旬以降を予定

- ④ 契約締結 令和9年4月下旬以降を予定

※契約期間は令和9年4月下旬以降（予定）～令和10年2月29日まで

- ⑤ 事業実施及び実績報告書の提出 令和9年4月下旬（予定）以降～契約期間満了まで

※③以降の流れについては、採択後、改めて具体的な期限等を周知します。

V その他留意事項等

1. 事業実施に係る留意事項

- (1) 事業実施に当たっては契約書などを遵守してください。
- (2) 採択された企画提案書の内容等については、協力者会議の意見などにより、条件を付し、変更を求めることがあります。
- (3) 企画提案書に記載した団体名、実施計画の名称、連絡先等について、記載した内容と異なる状況となった場合には速やかに文化庁が令和9年4月1日以降に委託する事務局へ届け出てください。
- (4) 必要に応じ、本事業の実施状況及び経理状況について実態調査を行うことがあります。
- (5) 審査の結果、委託予定者となった場合、契約締結のため遅延なく以下の書類を提出する必要がありますため、事前の準備を行ってください。

【準備物の例】

- ・実施計画書
 - ・委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（見積書、仕様書等）
 - ・振込口座等の情報
- (6) 採択後、企画提案書から逸脱した内容への変更は認められない場合があります。
真に実施可能な計画であるか熟考の上、御提出ください。
 - (7) 事業終了後、会計検査院の検査や文化庁による執行状況調査の対象になるとともに、検査、調査の結果によっては、当該委託経費の返納だけでなく、加算金を付して返納させる場合があります。

2. 不正受給等に伴う応募制限について＜重要＞

本事業において委託経費の不正受給等を行った場合、「芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について」（平成22年9月16日文化庁長官決定）を準用し、応募制限を行います。

芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について

平成22年9月16日文化庁長官決定

文化庁が芸術活動への支援等のために公募により行う事業について、芸術団体等による支援金等の不正受給等があった場合、下記のとおり応募制限を行う。

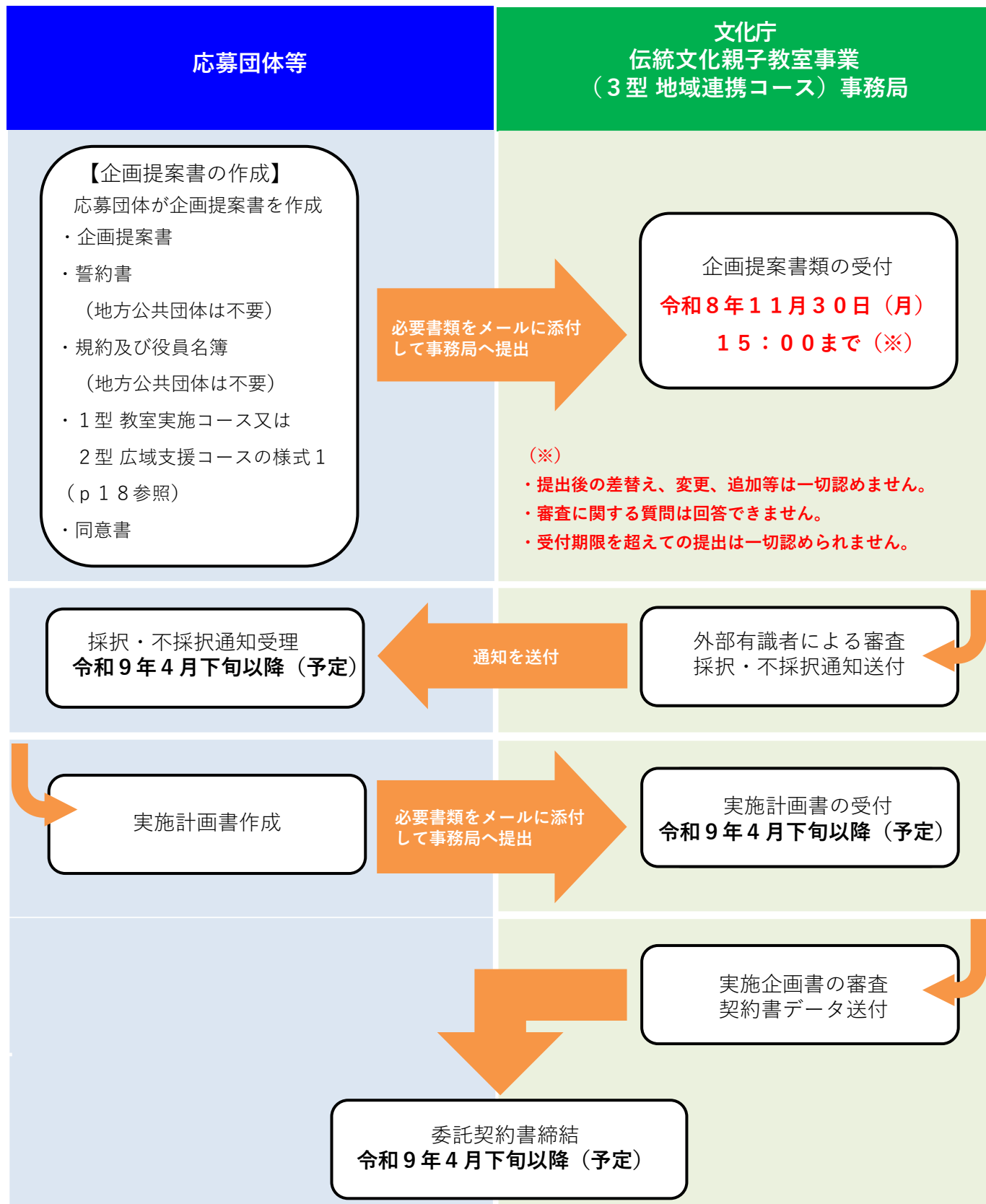
記

- (1) 虚偽の申請や報告による支援金等の不正な受給、支援金等の他の事業・用途への流用、私的流用：応募制限期間4～5年
- (2) 調査に応じない、調査に必要な書類の提出に応じない、その他文化庁の調査を妨害したと認められる場合：応募制限期間2～3年
- (3) 文化庁以外の他の機関が行う支援事業において不正行為等を行ったことが判明した場合は、上記(1)、(2)に準じて取り扱う。

VI 今後の事務手続きの流れ

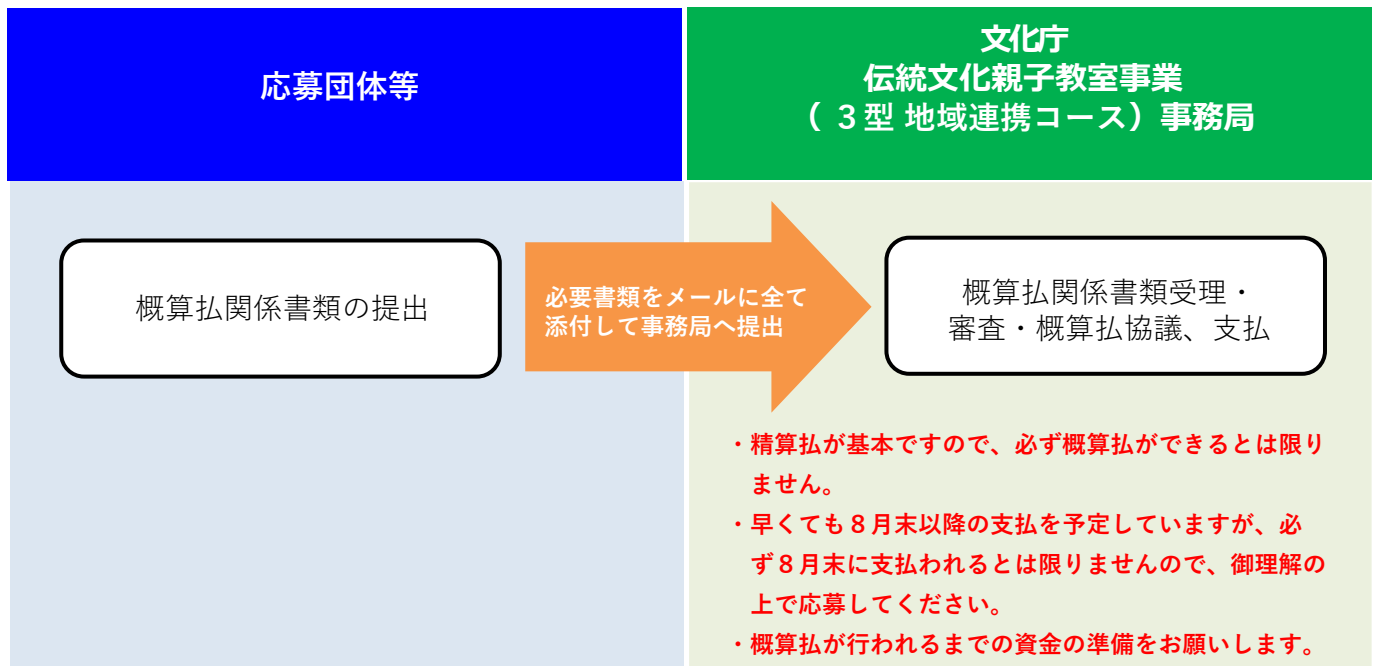
今後の事務手続等の流れは、以下を御参照ください。

(1) 企画提案書提出から委託契約書締結まで

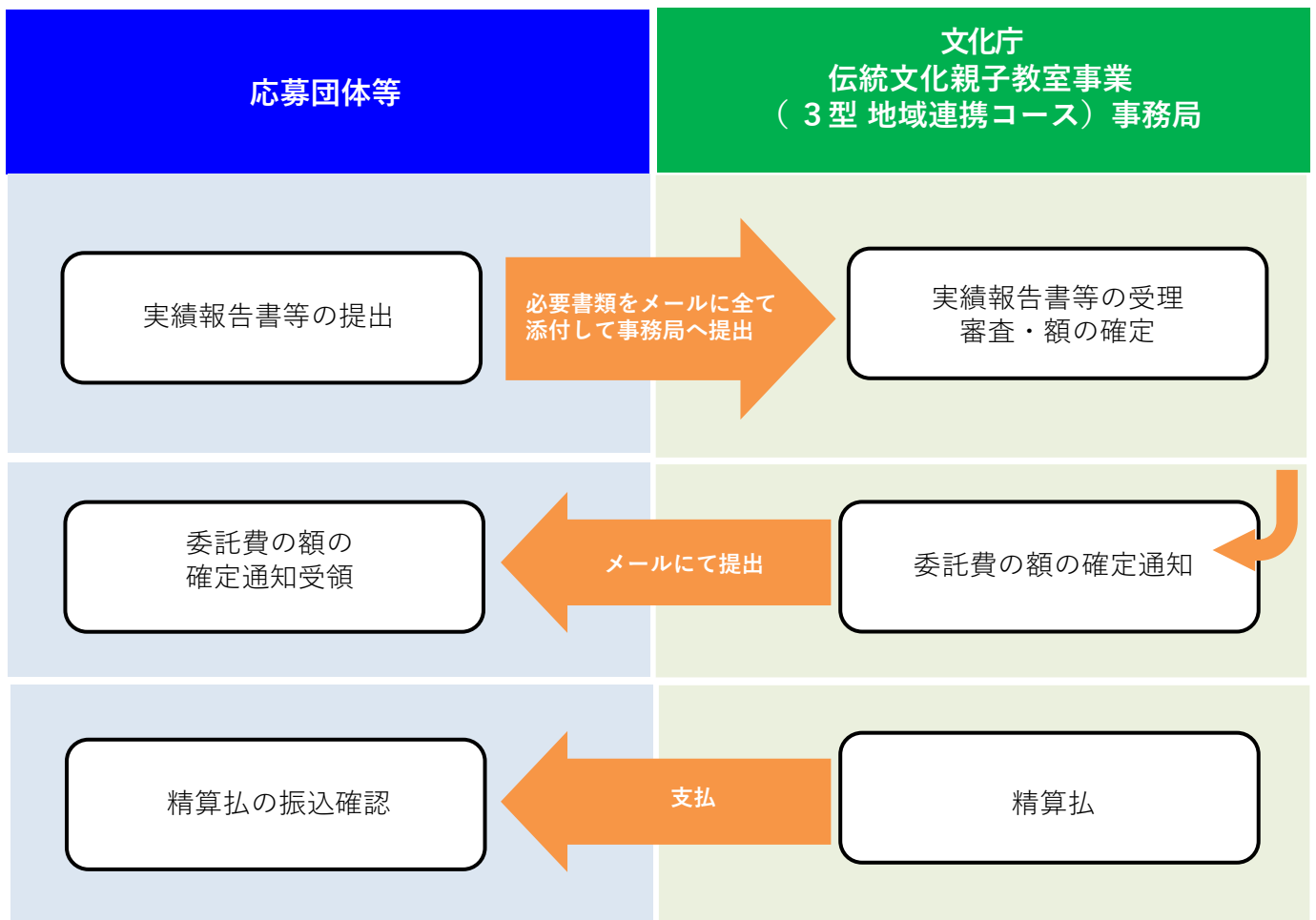


VI 今後の事務手続きの流れ

(2) 概算払手続き（予定）



(3) 事業終了後・精算までの流れ（予定）



VII 本事業に関する Q & A

応募について

Q1. 応募団体が地方公共団体となる場合、教育委員会からの応募も可能ですか。

可能です。ただし1つの地方公共団体につき、応募は1件としてください。

Q2. 1団体から2件以上の重複申請があった際はようになりますか。

1団体1件のみ応募可能となるため、1件を超えて応募があった事業については、後から応募した事業が無効になります。（先に提出があったものを受付。）重複があった場合、事務局から事前連絡する等はいませんので、実施団体内において十分連絡調整を行ってください。

Q3. 地方公共団体の文化芸術関係の部局以外からの応募は可能ですか。

可能です。その場合は文化芸術関係の部局に事前に連絡をしておくなど、各地方公共団体において連絡調整を行ってください。

Q4. 地方公共団体の共催などは実施計画書提出までに取得する必要がありますか。

実施計画書提出までに取得する必要があります。実施計画書提出時に地方公共団体の共催又は後援を取得できていない場合は委託契約を締結することができません。

Q5. 株式会社（営利法人）、個人での応募は可能ですか。

株式会社（営利法人）、個人での応募はできません。
また、学校法人や宗教法人も応募できません。

Q6. 規約に伝統文化等の振興等に関する内容は必ず記載しないといけませんか。

応募時までに伝統文化等の振興等を目的とする内容を規約等に定めてください。なお、応募時点で該当する規定が確認できない場合は、不採択となります。

VII 本事業に関する Q & A

委託経費について

Q7. 採択された場合、概算払を希望することは可能ですか。

可能です。ただし、事務局と契約後、概算払希望に係る委託費支払計画書等を提出する必要があります。概算払は書類提出後、審査を実施し、早くても8月末以降順次支払を予定しています。必ず8月末に支払われるとは限りませんので、概算払が行われるまでの資金の準備をお願いします。

Q8. 納付書による委託費の支払を行っていますか。

銀行振込のみの対応となります。

Q9. 雑役務費で計上できる経費はどのような経費でしょうか。

委託の目的を達成するために付随して必要となる印刷等、完成物（納品物）を明確にすることができる仕様書に基づいて実施する請負業務等は雑役務費に計上してください。

（委託契約を交わして発注するものは再委託費に計上してください。）

【雑役務費の例】

映像作成、撮影、WEBサイト構築、イベント運営、会場設営及び重量物・精密品の輸送等、事業遂行に必要な専門知識、技能に基づき第三者が行う（外注）経費等の技術費。また、印刷などの軽微な請負業務等

Q10. 別事業と一緒に事業を実施するなどの場合、経費の按分を行っても良いですか。

別事業と場所や時間などで明確に経費を分けることができないものは計上できません。別事業との道具の融通や共同のステージ設置・設営、1枚のチラシに本事業と別事業が混在している場合は明確に経費を分けてください。判断が難しい場合は事前に事務局まで御相談ください。

Q11. 臨時雇用などの事務員やアルバイトについて、人件費か諸謝金のどちらに計上すれば良いですか。

人件費は既に恒常的に雇用している者や、一定期間臨時的に雇用している者などを対象とし、本事業のために受託者が直接雇用する場合、対象となります。また、既に雇用している者については、通常従事している業務と本事業実施に係る業務を区別していることを業務日報等への記録などにより明確にしてください。

諸謝金として計上する場合、事業の前後日の準備や片付け、当日の運営補助のアルバイト代などを対象とってください。

VII 本事業に関する Q & A

Q 1 2. 構成団体及び団体の構成員に発注しても良いですか。

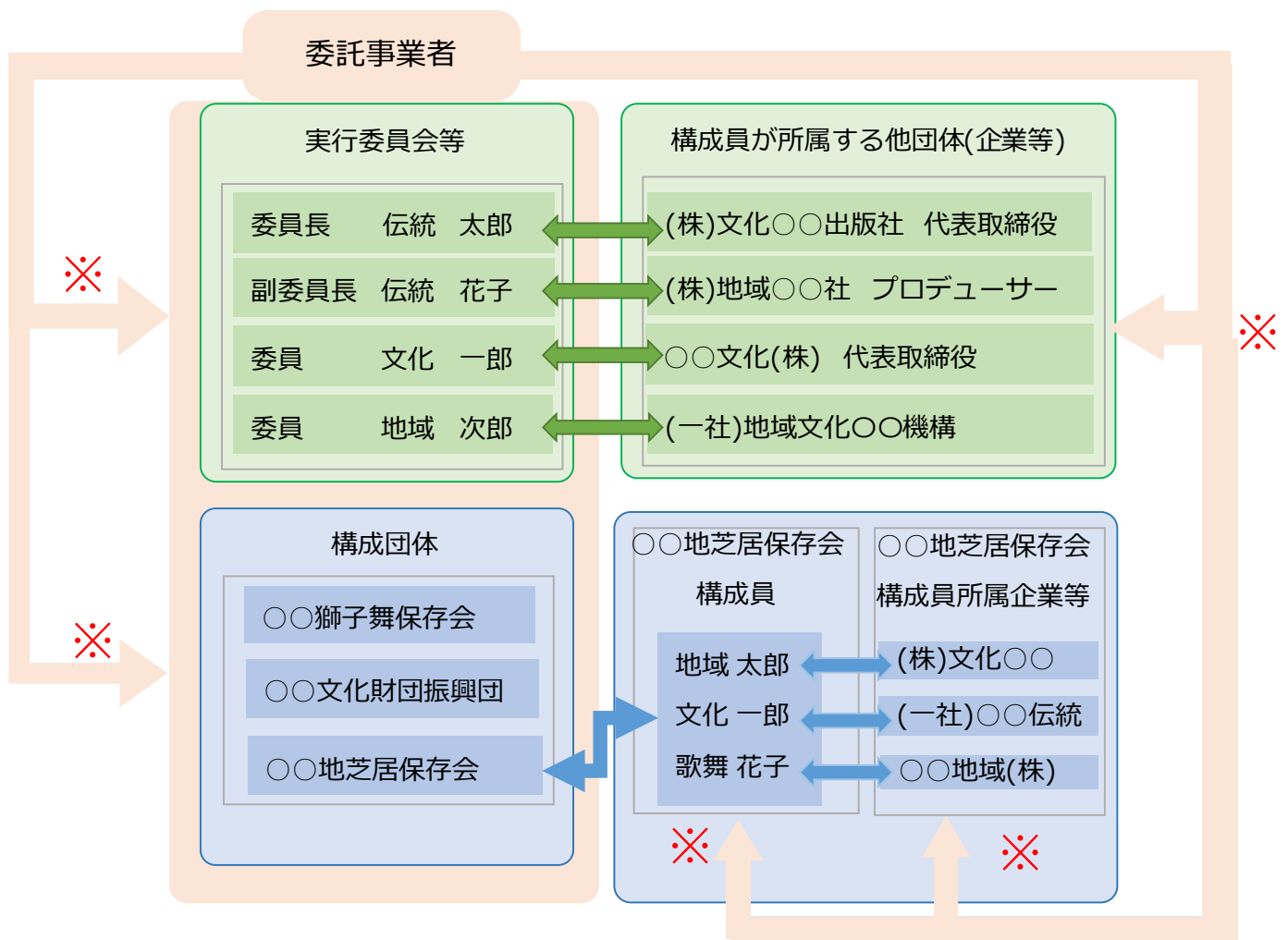
可能ですが、構成員（団体及び個人を含む。以下同じ）、構成員が所属する企業、構成団体の構成員、構成団体の構成員が所属する企業（以下「構成団体等」という）へ発注を予定する場合は、発注前に構成団体等以外の者（２者以上）を含めて相見積りを行い安価であることを確認した上で発注してください。

この場合、実施計画書、実績報告書提出時に相見積書も証憑として御提出ください。

また、実績報告時に内部支出であることが判明したとき（事務局により認定されたとき）、相見積書が提出できない場合は、経費対象外となる場合があります。

なお、消耗品の購入、役務の発注（雑役務費、再委託費）において、構成団体等の固有の伝統文化等に関するノウハウが必要な調達であり、相見積りができない場合は、その構成団体などに発注しなければならない理由を記載した理由書を御提出ください。

【構成団体図】



（※）発注前に構成団体等以外の者（２者以上）を含めて相見積りを行い安価であることを確認した上で発注してください。

実施計画書、実績報告書提出時に相見積書も証憑として御提出ください。

VII 本事業に関する Q & A

事業について

Q13. オンラインでの実施は可能でしょうか。

全面オンラインは不可です。なお、一部導入することが効果的である場合は、提案いただくことは可能です。

Q14. 事業規模（参加人数等）に制約はありますか。

特にありません。ただし、採択された事業内容の趣旨に沿った事業規模・内容で実施してください。条件付き採択の場合は、条件に沿って実施してください。多くの子供たちが伝統文化等を体験できるように広報活動を行ってください。また、正確な参加人数の把握や追跡調査を行えるようにしてください。

Q15. 採択された場合にすぐに事業を開始することは可能ですか。

採択後、事務局と委託契約を締結し契約書を取り交わす必要があります。採択後に実施計画書等の必要書類を御提出の上、契約を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）した時に確定することとなるため、原則、契約手続きを行った後でないと事業に着手できません。

Q16. 実施団体から民間事業者などへ再委託することは可能ですか。

可能です。ただし契約金額及び精算額の90%以上を占める再委託は認められません。実施計画書提出以降に再委託先を変更する場合には、「再委託承認申請書」を提出し、事前に事務局の承認を受ける必要があります。（詳細は採択決定後にお知らせします。）なお、実施団体において再委託費の内訳についても経費毎に領収書等証拠書類に基づき、事業に要した経費を精算する必要があります。

Q17. 動画配信期間は開催期間に含まれますか。

含まれません。開催期間は参加者（小学生・中学生など）が事業に参加し、体験をしている期間に限ります。事業後の動画配信や団体での会議・打合せは開催期間として認められません。

Q18. 食文化について、座学のみや試食のみのカリキュラムで事業を実施しても良いですか。

食文化の取組については、座学のみや試食のみでは事業対象外となります。例えば、子供たちも一緒に地域の郷土料理や伝統食・行事食作りを体験するなど、必ず調理体験を含めてください。また食文化の歴史を学べる内容を取り入れるなど、工夫して事業を計画するようにしてください。

VII 本事業に関する Q & A

Q19. 発表会、大会を行う上で制約などがありますか。

不特定多数（事業参加者以外）が参加できる大会を発表会とすることはできません。本事業で学んだ子供がその成果を発表・披露するように企画してください。

Q20. 採択後、事業の内容を変更することはできますか。

企画提案書の記載内容から逸脱しない範囲において、内容変更は事前に承認を受けた場合、可能です（日程の変更、会場の変更、参加人数の変更等）。ただし、きっかけ作りを行う取組や教室に代替する取組を新たに追加する又は削除することは認められない可能性があります。真に実施可能な計画であるか熟考の上、企画提案書を御提出ください。

Q21. 「1型 教室実施コースの実施が困難な地域・分野」とは、何か教えてください。

開催地が過疎地域等の理由により、伝統文化親子教室事業（1型 教室実施コース）の実施が難しい市区町村やその市区町村で伝統文化親子教室事業（1型 教室実施コース）を実施していない伝統文化等の分野を示します。

なお、1型 教室実施コースの実施状況については、伝統文化親子教室事業ホームページに掲載している、令和8年度第2次審査合格団体一覧【https://oyakokyoshitsu.jp/jigyo/r8-kyoshitsu_2.html】を参考にし、過疎地域については、内閣府ホームページ

（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain0.htm）を参考にしてください。

Q22. イベント会場や教室で用具等の販売をすることはできますか。

本事業の実施現場において、物品販売（目的が営利・非営利関係なく）を行うことはできません。

Q23. 教室参画事業において、連携予定であった伝統文化親子教室が「体験イベント」開催前に終了してしまいました。この場合、次年度に実施予定の伝統文化親子教室の情報を提供することで連携としてよいでしょうか。

不可です。同一年度内で、体験イベントに参加した子供を伝統文化親子教室に誘導する必要があります。1型 教室実施コースの令和8年度第2次審査合格団体一覧【https://oyakokyoshitsu.jp/jigyo/r8-kyoshitsu_2.html】を活用して、同一年度内で連携できる伝統文化親子教室を新たに見つけてください。同一年度内で連携できる伝統文化親子教室がない場合、その事業は対象外となりますので、御注意ください。

VII 本事業に関する Q & A

その他

Q 2 4 . 採択された場合、契約締結日を調整することはできますか。

採択後、事務局と調整してください。

Q 2 5 . 1 型 教室実施コース及び 2 型 広域支援コースの教室にはどのようなものがありますか。どうすれば調べられますか。

伝統文化親子教室事業ホームページで、令和 8 年度第 2 次審査の合格団体を掲載しています。

【（1 型 教室実施コース） https://oyakokyoshitsu.jp/jigyo/r8-kyoshitsu_2.html】

【（2 型 広域支援コース） https://oyakokyoshitsu.jp/jigyo/pdf_8_tokatsu/2/T00.pdf】

また、対象地域や分野などから教室を検索できるマッチングシステムがあります。

※情報は全て令和 8 年度のもので、令和 9 年度の応募状況は回答できません。

※令和 9 年度 1 型 教室実施コース・2 型 広域支援コースの応募状況や、個々の教室の内容については、連携を検討する教室及び実施団体に直接御確認ください。

※今年度のマッチングシステムについては現在調整中です。公開のお知らせについては、[伝統文化親子教室事業（地域連携コース）ホームページ【https://oyakokyoshitsu.jp/chiiki/】](https://oyakokyoshitsu.jp/chiiki/)に掲載予定です。

Q 2 6 . 旧氏（旧姓）の併記を希望する場合、どのように記載すればよいですか。

提案書等の氏名欄において、戸籍氏の後ろに旧氏を括弧書きで御記載ください。必要に応じて、マイナンバーカードの表面、旧氏併記の住民票、戸籍抄本等の書類を提出いただく場合があります。

VIII 企画提案書の記入例

(1)	様式1-1	企画提案書	．．．．．	3 1
(2)	様式1-2	企画提案書（教室参画事業）	．．．．．	3 3
(3)	様式1-2	企画提案書（教室代替事業）	．．．．．	3 5
(4)	様式1-3	企画提案書	．．．．．	3 7
(5)	様式1-4	実行委員会及び法人・団体の概要	．．．．．	3 9
(6)	様式1-5	収支予算書	．．．．．	4 1
(7)	様式1-5	別紙 再委託費予算書	．．．．．	4 3
(8)	様式1-5内	支出・収入内訳明細書	．．．．．	4 5
(9)	様式1-6	誓約書	．．．．．	4 7
(10)	様式1-7	同意書	．．．．．	4 9

VIII 企画提案書の記入例（様式1－1 共通）

【様式1-1】

令和8年 月 日

伝統文化親子教室事業（3型 地域連携コース）事務局（株式会社KBC内） 御中

団体名 ○○伝統文化保存会
 団体所在地（〒 135 - 0062 ）
 東京都江東区東雲1-7-12
 代表者職名 会長
 代表者氏名 伝統文化 太郎 （印省略）

令和9年度伝統文化親子教室事業（3型 地域連携コース）企画提案書

令和9年度伝統文化親子教室事業（3型 地域連携コース）について実施したいので、募集案内の内容に同意した上で、関係書類を添えて下記のとおり提案します。

記

1. 実施計画の名称											
○○市伝統文化体験フェスタ											
2. 要望額（上限額 5,000,000円）						3. 伝統文化親子教室事業への応募について					
1,969,200 （収支予算書（様式1-5）の 円 「要望額」欄と一致）						○ 令和9年度伝統文化親子教室事業（1型 教室実施コース・2型 広域支援コース）へ応募しています					
4. 実施計画の期間						5. 実施タイプ					
実施計画期間 （契約期間）		令和9年5月1日（土） ～ 令和9年8月30日（月）				教室代替事業					
6. 事業概要（実施計画内の全事業を総括した内容を入力すること）											
①開催期間		令和9年7月29日（木） ～ 令和9年8月30日（月）				②開催日数		延べ 7 日			
③開催場所（市区町村）		東京都○○市				④参加人数		延べ 350 人			
⑤内 容		○○市伝統文化体験フェスタとして、華道、邦楽、和装、茶道と幅広い分野の伝統文化に親しむ機会を提供する。和装・礼法、茶道、邦楽では専門の講師から指導されることにより本格的な体験を得ることができる。華道においてはきかけ作りを行う取組のほか、教室に代替する取組で継続的な体験をすることによって、基礎から段階的に技術を身に付けることができる。									
⑥伝統文化等の分野（該当するもの全てに○を選択してください）											
イ.神楽		ロ.獅子舞		ハ.お囃子		ニ.イ〜ル以外の民俗芸能		ホ.祭り行事		ヘ.民謡・民舞	
ヌ.邦舞・日本舞踊		ル.伝統工芸		ヲ.百人一首・カルタ		ワ.囲碁		カ.将棋		コ.華道	
ク.和装・礼法		ネ.食文化・郷土料理		ケ.上記以外の分野							
内容を入力（ニ.を選んだ場合）											
⑦参加者の対象（該当するもの全てに○を選択し“子供参加予定人数”欄及び“保護者・教員参加予定人数”欄に人数を入力してください。）											
○ 未就学児		○ 小学生		○ 中学生		○ 高校生		子供参加 予定人数 250 人		○ 保護者	
								教員		保護者・教員 参加予定人数 100 人	
7. 応募団体の区分（地方公共団体、実行委員会、法人・団体のいずれか1つにチェック）											
地方公共団体											
地方公共団体を中心となって参画する実行委員会											
参画する地方公共団体名【 】複数回答可											
法人・団体（該当するものに○をし、連携する地方公共団体名を入力）											
○		一般社団法人		一般財団法人		公益社団法人		公益財団法人		特定非営利活動法人	
										○ その他法人・団体	
		連携する地方公共団体名【 東京都○○市 】				複数回答可					
8. 申請団体の担当者連絡先											
担当者氏名		地域 太郎				担当者所属		○○伝統文化保存会			
担当者宛 送付先		（〒 135 - 0062 ） 東京都江東区東雲1-7-12									
電話番号		0570-550-847				E-mail		dento.chiikirenkei@gp.knt.co.jp			

VIII 企画提案書の記入例（様式 1 - 1 共通～詳細～）

番号	内容
①	記入日を入力してください。
②	団体名・団体所在地・代表者職名・代表者氏名を入力してください。 ※内容は規約・定款等に記載されているとおりに入力してください。 ※代表者氏名は本名で記入してください。（芸名・雅号は不可）
③	実施計画の名称を入力してください。
④	要望額を入力してください。※上限金額は500万円です。
⑤	令和9年度伝統文化親子教室事業（1型 教室実施コース・2型 広域支援コース）に応募されている場合は、プルダウンより「○」を入力してください。 ※1型 教室実施コース・2型 広域支援コースで応募した内容と同内容での応募の場合、3型 地域連携コースが採択となったら、1型 教室実施コース・2型 広域支援コースの応募事業が不採択となる場合があります。
⑥	実施計画期間（事務局と締結する契約期間）を入力してください。 契約期間最終日は令和10年2月29日となります。いかなる場合も令和10年2月29日を超えることはできません。また、実施計画期間開始期日は予算の成立状況等により変動します。
⑦	プルダウンリストより「教室参画事業」「教室代替事業」のいずれかを選択してください。
⑧	事業概要について入力してください。 ① 開催期間：イベントを開催する期間です。実施計画期間の範囲内で開始日～終了日を入力してください。 ② 開催日数：イベントの延べ開催日数を入力してください。 ③ 開催場所：イベント開催場所を市区町村まで入力してください。 ④ 参加人数：イベント全体の延べ参加予定人数を入力してください。 ⑤ 内 容：事業の内容を入力してください。
⑨	⑥ 伝統文化等の分野：実施予定の事業分野にプルダウンより「○」を入力してください。 「ニ.イ〜ハ以外の民俗芸能」及び「ナ.上記以外の分野」を選択した場合、「内容を記載（ニ.ナを選んだ場合）」に実施分野を入力してください。 ※教室参画事業は、参画する1型 教室実施コース・2型 広域支援コースと同分野を含めてください。
⑩	⑦ 参 加 者 の 対 象 ：参加予定者の区分にプルダウンより「○」を入力してください。 小学生・中学生のいずれかの参加が必須です。 子 供 参 加 予 定 人 数：小学生、中学生、高校生、未就学児の合計人数を入力してください。 保護者・教員参加予定人数：保護者、教員の合計人数を入力してください。
⑪	応募団体区分について、該当する区分にプルダウンより「○」を入力してください。 実行委員会及び法人やその他の団体は共催・後援を得る地方公共団体名を入力してください。
⑫	申請団体の担当者連絡先を入力してください。 事務担当者は応募から実績報告書類の提出まで一連して管理できる方を配置してください。

VIII 企画提案書の記入例（様式1－2 教室参画事業）

【教室参画事業 様式1－2】

〇〇伝統文化保存会		事業①	
1. 事業の具体的内容 ※複数事業を開催する場合は、事業ごとに開催期間、開催場所(市区町村)を入力してください。			
①事業名	〇〇市伝統文化体験フェスタ		
②開催期間	令和9年8月29日(日) ～ 令和9年8月29日(日)		
③開催場所	開催市区町村	東京都〇〇市	会場名
			〇〇市民会館
④対象分野の概要		分野	リ.邦楽
		名称	△〇三味線、□□箏
		由來、歴史 (いつ頃から行われているのか)	△〇三味線：※時代末期に琉球から伝わった三線を改良した楽器であり、□時代以降、長きにわたり当地域において△△節の伴奏で利用されている。 □□箏：※時代に現在の箏曲の基礎が樹立、その後□□流として発展。
		分野	ヨ.華道
		名称	△△流〇〇華道
		由來、歴史 (いつ頃から行われているのか)	※時代に池坊で学んでいた華道家によって19XX年に確立された流派。
		分野	ツ.和装・礼法
		名称	××流礼法
		由來、歴史 (いつ頃から行われているのか)	※時代の武家作法が始まりであり、□□が師範として教えたのが始まりとされており、代々將軍家に伝え传承されている。
⑤事業の具体的な内容	【体験イベント】 ※伝統文化等に親しむきっかけとなる体験イベントについて具体的に入力すること		
	〇〇市伝統文化体験フェスタとして、市内の小中学生を対象に、華道、邦楽、和装・礼法と幅広い分野の伝統文化に親しむ機会を提供する。		
	実施日：令和9年8月29日(日) 10:00～16:00(予定)		
	①華道体験教室(華道) (1型 教室実施コース：こども華道教室(分野：華道)) 時 間：10:00～12:00(2時間) 参加者：子供40名、保護者20名予定 内 容：華道の基礎を学んだ後に講師の指導のもと、器に花を生ける		
	②邦楽体験教室(邦楽) (1型 教室実施コース：三味線倶楽部(分野：邦楽)、箏曲保存会(邦楽)) 時 間：13:00～15:00(2時間) 参加者：子供20名、保護者10名予定 内 容：三味線とお箏を子供たちに体験してもらう 邦楽で扱う楽器の基礎や古典曲について学んだあとに演奏を体験する		
	③着付け教室(和装・礼法) 時 間：13:00～16:00(3時間) 参加者：子供20名、保護者10名予定 内 容：着付け体験の後に着物を着たま日本舞踊の体験を行う		
	体験後、参画した1型 教室実施コースの各教室より市内での活動紹介を行う		
2. 本事業に連携する伝統文化親子教室(1型 教室実施コース・2型 広域支援コース)の“団体名”と“連携する分野”を下記に入力してください。※令和9年度伝統文化親子教室(1型 教室実施コース・2型 広域支援コース)の企画提案書(様式1)の記載と一致させてください。			
No.	団体名	連携する分野	団体との関わり方
(1)	こども華道教室	華道	講師派遣
(2)	三味線倶楽部	邦楽	企画・運営
(3)	箏曲保存会	邦楽	講師派遣
⑥応募団体に 関する地方公 共団体の担当 部局課	地方公共団体名	東京都〇〇市	共催・後援
	担当部局課名	伝統文化振興部	共催・後援 の具体的 な内容
	担当者氏名	東京都 花子	チラシの配布・掲示 会場確保
	所在地	〒 111 - 2222 東京都〇〇市345-6	
	電話番号	03-1234-5678	E-mail tekai@gp.knt.co.jp

※様式1-1で開催期間を
「令和9年8月29日～
令和9年8月29日」
とした場合の記入例

VIII 企画提案書の記入例（様式1－2 教室参画事業～詳細～）

番号	内容
1	事業番号をプルダウンリストより選択してください。 複数事業を実施される場合は、様式をコピーした後にプルダウンより事業番号を選択してください。
2	事業名をプルダウンより入力してください。 ※様式1－1「実施計画の名称」に入力した名称が選択できます。 ※事業によって名称を変更したい場合は、セルに直接入力してください。
3	事業番号ごとの開催期間を入力してください。 6 事業の具体的な内容に記載の日程と整合性が取れている必要があります。
4	開催市区町村と会場名を入力してください。複数箇所で実施する場合は、 6 事業の具体的な内容にも会場名を入力してください。
5	体験分野の概要について入力してください。 ■分 野：プルダウンリストより選択してください。 ■名 称：分野の具体的な名称を入力してください。 ■由来、歴史：いつ頃から行われているのか、具体的な由来及び歴史を入力してください。
6	当該事業（体験イベント）の具体的な内容を入力してください。 その際、「名称」「分野」「実施日・開始時間-終了時間」「具体的な体験内容」「連携する令和9年度伝統文化親子教室事業の団体名・分野」は必ず入力してください。年
7	本事業に連携する団体について、令和9年度伝統文化親子教室事業（1型 教室実施コース・2型 広域支援コース）に応募をしている団体名・連携する分野・団体との関わり方（プルダウンリストより選択又は入力）を入力してください。※“講師派遣”“企画・運営”以外の場合は当該セルに直接入力してください。 ※参画する1型 教室実施コース・2型 広域支援コースの教室が、令和9年度事業に応募した企画提案書_様式1をPDFで提出してください。
8	応募団体に関する地方公共団体の担当部局課について入力してください。 ■地方公共団体名：当該事業に共催・後援をした地方公共団体を入力してください。 ■担当部局課名：共催・後援した地方公共団体の担当部局課名を入力してください ■共催・後援：地方公共団体との連携について、共催か後援かをプルダウンリストより選択してください。連携の承諾が取れていない場合は共催（予定）又は後援（予定）をプルダウンリストより選択してください。 ■共催・後援の具体的な内容：共催・後援内容を具体的に入力してください。 ■担当者氏名：共催・後援した地方公共団体の担当者氏名をフルネームで入力してください。 ■所 在 地：共催・後援した地方公共団体の所在地を入力してください。 ■電話番号：共催・後援した地方公共団体と連絡が取れる電話番号を入力してください。 ■E-mail：共催・後援した地方公共団体の担当者と連絡が取れるメールアドレスを入力ください。

VIII 企画提案書の記入例（様式1－2 教室代替事業）

【教室代替事業 様式1－2】

事業①

1

〇〇伝統文化保存会		事業①		
1. 事業の具体的内容 ※複数事業を開催する場合は、事業ごとに開催期間、開催場所(市区町村)を入力してください。				
①事業名	〇〇市伝統文化体験フェスタ			
②開催期間	令和9年7月29日(木) ～ 令和9年8月30日(月)			
③開催場所	開催市区町村 東京都〇〇市	会場名	〇〇市民会館	
④親子教室の実施が困難な理由	区分 ①開催地が1型 教室実施コースの実施がない市区町村もしくは過疎地域 具体的な理由を入力してください 当該地域は中山間地域に位置し過疎化や少子高齢化の進行により、小中学生の人口が減少している。さらに居住地が点在し公共交通機関も限られていることから、参加者の確保が難しく、教室実施に必要な人数要件を満たすことが困難なため。			
⑤対象分野の概要	(1)	分野 リ.邦楽	名称 △〇三味線、□□箏	
		由來、歴史 (いつ頃から行われているのか)		△〇三味線：※※時代末期に琉球から伝わった三線を改良した楽器であり、□□時代以降、長きにわたり当該地域において△△節の伴奏で利用されている。□□箏：※※時代に現在の箏曲の基礎が樹立、その後□□流として発展。
		分野 三.華道	名称 △△流〇〇華道	
		由來、歴史 (いつ頃から行われているのか)		※※時代に池坊で学んでいた華道家によって19XX年に確立された流派。
		分野 ツ.和装・礼法	名称 ××流礼法	
		由來、歴史 (いつ頃から行われているのか)		※※時代の武家作法が始まりであり、□□が師範として教えたのが始まりとされており、代々将軍家に伝え传承されている。
⑥事業の具体的な内容	【きっかけ作りを行う取組】 ※伝統文化等に親しむきっかけ作りを行う取組を具体的に入力すること 〇〇市伝統文化体験フェスタ 場 所：〇〇市民会館 大会議室 日 時：令和9年7月29日(木) 13:00～15:00(予定) ①着付け体験・礼法教室(和装・礼法) 時 間：13:00～14:00(1時間) 参加者：子供60名、保護者30名予定 内 容：着付け体験の後、礼法(立座りなどの基本動作、心得)を学び、実際に体を動かし体験する ②華道体験ブース(華道)、邦楽体験ブース(邦楽：三味線)、邦楽体験ブース(邦楽：箏) 時 間：14:00～15:00(1時間) 参加者：各ブースでそれぞれ子供20名、保護者10名を予定 内 容：各分野の歴史、基本の所作を学んだあとに講師の指導のもと体験してもらう なお、フェスタの参加者に対し、後日開催する教室代替となる取組の宣伝と参加者募集を行う			
	【教室代替となる取組】 ※計画的・継続的な体験活動について子供たちの体験内容・分野を含め具体的に入力すること 〇〇市華道教室(華道) 場 所：〇〇市民会館 和室 日 時：令和9年8月2日、9日、16日、23日、30日の計5日間 13:00～15:00(2時間予定) 参加者：各回 子供10名予定 内 容：初回で華道の歴史を学んだあと、各回で複数のスタイルでの生け方を体験し、華道の精神を学ぶ 1回目：華道の歴史を学び、親しみを持ってもらう 2回目：お花や道具の扱い方を学ぶ 3回目：講師の指導のもと、季節のお花を生ける 4回目-5回目：自身で設定したテーマに沿ってお花と花器を選び生ける			
⑦応募団体に 関する地方公 共団体の担当 部局課	地方公共団体名	東京都〇〇市	共催・後援	共催(予定)
	担当部局課名	伝統文化振興部	共催・後援 の具体的な 内容	チラシの配布・掲示 会場確保
	担当者氏名	東京都 花子		
	所在地	〒 111 - 2222 東京都〇〇市345-6		
	電話番号	03-1234-5678	E-mail	tekai@gp.knt.co.jp

2

3

4

5

6

7

8

9

VIII 企画提案書の記入例（様式1－2 教室代替事業～詳細～）

番号	内容
1	事業番号をプルダウンリストより選択してください。 複数事業を実施される場合は、様式をコピーした後にプルダウンより事業番号を選択ください。
2	事業名をプルダウンより入力してください。 ※様式1－1「実施計画」の名称に入力した名称が選択できます。 ※事業によって名称を変更したい場合は、セルに直接入力してください。
3	事業番号ごとの開催期間を入力してください。 7・8 事業の具体的な内容に記載の日程と整合性が取れている必要があります。
4	開催市区町村と会場名を入力してください。複数箇所で実施する場合は、 7・8 事業の具体的な内容にも会場名を入力してください。
5	P28のQ21を参考に親子教室の実施が困難な理由について入力してください。 - 区分：プルダウンリストより選択してください。 - 具体的な理由を入力してください。 <u>※親子教室の実施困難な理由が「過疎化等により教室実施（子供の参加人数）を満たすことができない」の場合、地域の実情を踏まえ、その状況や理由を詳細に入力してください。</u>
6	体験分野の概要について入力してください。 - 分野：プルダウンリストより選択してください。 - 名称：分野の具体的な名称を入力してください。 - 由来、歴史：いつ頃から行われているのか、具体的な由来及び歴史を入力してください。
7	当該事業（きっかけ作りを行う取組）の具体的な内容を入力してください。 その際、「名称」「分野」「実施日・開始時間-終了時間」「具体的な体験内容」「関連する教室に代替する取組名」を必ず入力してください。 ※発表会・大会を“きっかけ作りを行う取組”とすることはできません。 ※「きっかけ作りを行う取組」のみの事業は認められません。必ず同じ分野で「教室代替となる取組」を実施してください。
8	当該事業（教室代替となる取組）の具体的な内容を入力してください。 その際、「名称」「分野」「開催場所」「開催日時」「対象者」「代替教室の概要」「教室の開催日程」は必ず入力してください。 ※教室の回数は3日以上かつ5回以上（発表会・大会は回数に含みません）、1回45分程度とします。 上記条件が満たされていない場合、事業対象となりません。 ※継続的な体験ができ、段階的にステップアップできるように御計画ください。 ※「きっかけ作りを行う取組」と同じ分野で実施してください。
9	応募団体に関する地方公共団体の担当部局課について入力してください。 - 地方公共団体名：当該事業に共催・後援をした地方公共団体を入力してください。 - 担当部局課名：共催・後援した地方公共団体の担当部局課名を入力してください - 共催・後援：地方公共団体との連携について、共催か後援かをプルダウンリストより選択してください。連携の承諾が取れていない場合は共催（予定）又は後援（予定）をプルダウンリストより選択してください。 - 共催・後援の具体的な内容：共催・後援内容を具体的に入力してください。 - 担当者氏名：共催・後援した地方公共団体の担当者氏名をフルネームで入力してください。 - 所在地：共催・後援した地方公共団体の所在地を入力してください。 - 電話番号：共催・後援した地方公共団体と連絡が取れる電話番号を入力してください。 - E-mail：共催・後援した地方公共団体の担当者と連絡が取れるメールアドレスを入力ください。

VIII 企画提案書の記入例（様式1－3 共通）

〇〇伝統文化保存会

【様式1－3】

1. 教室参画事業（以下【参画】）及び教室代替事業（以下【代替】）の工夫点及び効果等

① 【共通】子供たちが伝統文化等に親しむきっかけ作りとして機能するための、本事業（きっかけ作りを行う取組）における工夫点を具体的に入力してください	② 【参画】は1型 教室実施コース・2型 広域支援コースの教室への子供たちの誘導方法を、【代替】は教室代替の取組への子供たちの誘導方法をそれぞれ具体的に入力してください
1つの会場で互いに関連する幅広い分野の体験機会を提供することで、子供たちの伝統文化への興味関心を高める相乗効果が期待できる。 指導では紙芝居やクイズを取り入れて小学生でも楽しく学べるよう工夫する。	会場では参加者に対し、後日開催する教室代替となる取組の宣伝（チラシ配布等）を行い、参加者募集を行う。
③ 【参画】は1型 教室実施コース・2型 広域支援コースの教室へ【代替】は教室代替の取組へそれぞれ誘導する子供たちの数値目標を具体的に入力してください	④ 【参画】は1型 教室実施コース・2型 広域支援コースの教室との連携方法、【代替】は子供たちの計画的・継続的な体験・修得の機会として機能するための工夫点をそれぞれ具体的に入力してください
参加者人数より半数を誘導目標とする。	段階的にステップアップするカリキュラムはもちろんのこと、継続的な成長を実感できる仕組みを整える。

2. 参加人数の確保、参加者把握のための取組

5 周知・広報、参加申込の受付方法について具体的に入力してください	東京都〇〇市の協力のもと、市内小学校の児童・生徒へのチラシ配布及び〇〇市HPへの開催情報の掲載を行うとともに、SNSを活用し、参加者を募る。 併せて、ポスターの掲示や地元紙にて広報掲載を実施し広く情報を発信する。 受付方法はWEB受付とする。
6 アンケート・追跡調査のための参加者の把握方法について具体的に入力してください	WEB受付の際にメールアドレスとお名前を入力いただく。

3. 令和9年度伝統文化親子教室事業(1型 教室実施コース・2型 広域支援コース)に応募している団体は、下記に“団体名”、“事業の名称”及び“分野”を入力してください。(1型 教室実施コース・2型 広域支援コースで提出された様式1を御提出ください)

No.	団体名	事業の名称	分野
(1)	〇〇伝統文化保存会	親子伝統文化教室	ヨ.華道
(2)			
(3)			

VIII 企画提案書の記入例（様式 1 – 3 共通～詳細～）

番号	内容
1	【共通】子供たちが伝統文化等に親しむきっかけ作りとして機能するための、本事業（きっかけ作りを行う取組）における工夫点を具体的に入力してください。
2	【教室参画事業】1型 教室実施コース・2型 広域支援コースの教室への子供たちの誘導方法を具体的に入力してください。 【教室代替事業】教室代替の取組への子供たちの誘導方法を具体的に入力してください。
3	【教室参画事業】1型 教室実施コース・2型 広域支援コースの教室へ誘導する子供たちの数値目標を具体的に入力してください。 【教室代替事業】教室代替の取組へ誘導する子供たちの数値目標を具体的に入力してください。
4	【教室参画事業】1型 教室実施コース・2型 広域支援コースの教室との連携方法を具体的に入力してください。 【教室代替事業】子供たちの計画的・継続的な体験・修得の機会として機能するための工夫点を具体的に入力してください。
5	周知・広報・参加申し込み受付方法を具体的に入力してください。
6	アンケート・追跡調査のための参加者把握方法を具体的に入力してください。
7	令和9年度伝統文化親子教室事業（1型 教室実施コース・2型 広域支援コース）に応募している場合、団体名・事業の名称・分野を入力してください。 ※1型 教室実施コース・2型 広域支援コースへ提出した企画提案書_様式1をPDFで御提出ください。（18ページ参照）

VIII 企画提案書の記入例（様式1－4 共通）

〇〇伝統文化保存会

【様式1－4】

※申請団体が地方公共団体の場合は提出不要

実行委員会及び法人・団体の概要

1	(ふりがな) 団体名	〇〇でんとうぶんかほぞんかい				
		〇〇伝統文化保存会				
2	実行委員会及び法人・団体等 設立年月	令和〇	年	5	月	
3	役職員 代表/会計/監査 は必須	会長：伝統文化 太郎 会計：鈴木 次郎 監査：川島 花子 その他構成員：〇名				
4	設置目的	東京都〇〇市における文化の振興発展と地域の伝統文化団体との連携強化を図るとともに、地域住民に対して地域活性化と地域の魅力増進を目的とする				
5	実施事業の 体制	【構成団体】団体名の後に（ ）書きで役割を端的に入力すること □△〇伝統保存会(運営) 〇〇×茶道会(会計) 会計：鈴木 次郎				
6		【関係団体】団体名の後に（ ）書きで役割を端的に入力すること ◇◇華道会(広報) △◇▽茶道会(広報)				
7		【上記他、実行委員会及び法人・団体が所属している企業名及び団体名】 株式会社△△ 有限会社〇〇				
8	伝統文化親子教室事業(3型 地域連携コース)への応募状況と実績					
	年度	応募実績の有無	団体コード	採択結果	取下げ/中止の有無	支援額(確定額)
	令和7年度	無				円
	令和8年度	有	〇〇-〇〇〇	採択	無	1,500,000 円

※ 団体（実行委員会）の定款・規約及び役員名簿を併せて提出すること。

VIII 企画提案書の記入例（様式 1 - 4 共通～詳細～）

番号	内容
①	団体名のふりがなを入力してください。
②	定款等に類する規約に基づき、実行委員会及び法人・団体等の設立年月を入力してください。
③	実行委員会・法人・団体等の役職員について、役職と氏名を入力してください。 なお、役職員には代表・会計・監査の3役の記載が必要です。 また、会計と監査は別人である必要があります。
④	団体の設置目的を入力してください。
⑤	実行委員会及び法人・団体等における、構成団体及びその役割を端的に入力してください。
⑥	実行委員会及び法人・団体等における、関係団体及びその役割を端的に入力してください。
⑦	実行委員会及び法人・団体が所属している企業名及び団体名を入力してください。
⑧	令和7年度～令和8年度における伝統文化親子教室事業（3型 地域連携コース）への応募状況と実績を入力してください。 ▪ 応募実績の有無 : プルダウンリストより選択してください。 ▪ 団体コード : 当該年度の団体コードを入力してください。 ▪ 採択結果 : プルダウンリストより選択してください。 ▪ 取下げ/中止の有無 : プルダウンリストより選択してください。 ▪ 支援額(確定額) : 具体的な金額を入力してください。

VIII 企画提案書の記入例（様式1－5 共通）

〇〇伝統文化保存会

【収支予算書】

【様式1-5】

※経費の内訳等詳細については【支出・収入内訳明細書】に入力してください。

本シートには【支出・収入内訳明細書】に入力した数字が自動で反映されます。

（収入の部）

（単位：円）

区 分	金額	備 考
自己負担金	1,000	
助成金等	0	
その他収入(参加費等)	0	
小 計	1,000	
要望額	1,969,200	
収入合計	1,970,200	

（支出の部）

（単位：円）

費目	種別	対象経費 (①－②)	支出額 (①)	自己負担額等合計 (②)
人件費	人件費	1,101,000	1,101,000	0
事業費	諸謝金	180,900	180,900	0
	旅費	7,800	7,800	0
	借損料	40,000	40,000	0
	消耗品費	107,500	108,500	1,000
	通信運搬費	22,000	22,000	0
	雑役務費	300,000	300,000	0
	保険料	0	0	0
	消費税相当額	0	0	0
人件費＋事業費の合計（A）		1,759,200	1,760,200	1,000
一般管理費（B） 【（A）×10％】以内の額		150,000	150,000	
一般管理費上限： 175,920円				
再委託費（C） 【（要望額）×90％】未満の額		60,000	60,000	0
再委託費上限金額： 1,772,279円				
要望額 （A＋B＋C）		1,969,200	1,970,200	1,000

VIII 企画提案書の記入例（様式 1 - 5 共通～詳細～）

番号	内容
①	各区分で特記すべき事項がある場合に入力してください。 ※その他収入（参加費等）：計上がある場合は内容について必ず入力してください。
②	様式 1 - 5 内（支出・収入内訳明細書）から自動反映されます。 様式 1 - 1 に記載の要望額と一致している必要があります。
③	様式 1 - 1 収入の部“小計”と“要望額”の合計が自動反映されます。⑦と金額が一致している必要があります。
④	様式 1 - 5 の人件費と事業費の金額に対する一般管理費上限額が表示されます。 一般管理費を計上する場合は表示される金額以内である必要があります。
⑤	要望額に対する再委託費上限金額が表示されます。 再委託費を計上する場合は表示されている金額以内である必要があります。
⑥	対象経費の“事業費”、“一般管理費”、“再委託費”の合計が反映されます。 この金額は ② と一致している必要があります。
⑦	自己負担を含めた“事業費”、“一般管理費”、“再委託費”の合計が反映されます。 この金額は ③ と一致している必要があります。

VIII 企画提案書の記入例（様式1－5別紙 共通）

〇〇伝統文化保存会

【様式1-5別紙】

【再委託費予算書】

※経費の内訳等詳細については【支出・収入内訳明細書】に御記載ください。

本シートには【支出・収入内訳明細書】に入力した数字が自動で反映されます。

（単位：円）

費目	細目	対象経費 (①－②)	支出額 (①)	自己負担額等合計 (②)	備 考
人件費	人件費	0	0	0	
事業費	諸謝金	0	0	0	
	旅費	0	0	0	
	借損料	60,000	60,000	0	
	消耗品費	0	0	0	
	通信運搬費	0	0	0	
	雑役務費	0	0	0	
	保険料	0	0	0	
	消費税相当額	0	0	0	
一般管理費		0	0	0	
合計		60,000	60,000	0	

①

②

③

④

VIII 企画提案書の記入例（様式 1 – 5 別紙 共通～詳細～）

番号	内容
①	様式 1 – 5 支出の部“対象経費”の再委託費（C）と一致する必要があります。
②	様式 1 – 5 支出の部“支出額”の再委託費（C）と一致する必要があります。
③	様式 1 – 5 支出の部“自己負担額等合計”の再委託費（C）と一致する必要があります。
④	再委託費について各項目で特記すべき事項がある場合に入力してください。

VIII 企画提案書の記入例（様式1－5内 共通）

〇〇伝統文化保存会

【様式1-5内】

【事業①】支出・収入内訳明細書

事業名 〇〇市伝統文化体験フェスタ

支出合計(円)	539,700		
収入合計(円)	1,000	支援対象外・自己負担額等合計	1,000
対象経費合計	538,700		

9

(支出の部)

(単位：円)

												金額内訳					
No.	種別	細目	内 訳	(単価)	×	(数量)	(単位)	×	(数量)	(単位)	×	(数量)	(単位)	=	金額	支援対象経費	自己負担額等
	1	2	3	4											6	7	8
1	諸謝金	指導謝金	着付け講師(7/29)	6,000		1	時間								6,000	6,000	
2	諸謝金	指導謝金	着付け講師(7/29)	6,000		1	時間								6,000	6,000	
3	諸謝金	指導謝金	華道講師(7/29)	6,000		1	時間								6,000	6,000	
4	諸謝金	指導謝金	華道講師(7/29)	4,800		1	時間								4,800	4,800	
5	諸謝金	指導謝金	邦楽(7/29)	3,200		1	時間								3,200	3,200	
6	諸謝金	指導謝金	邦楽(7/29)	3,200		1	時間								3,200	3,200	
7	諸謝金	指導謝金	邦楽(7/29)	5,000		1	時間								5,000	5,000	
8	諸謝金	指導謝金	邦楽(7/29)	5,000		1	時間								5,000	5,000	
9	諸謝金	指導謝金	華道講師(7/29)	5,200		2	時間		5	回					52,000	52,000	
10	諸謝金	指導謝金	華道講師(7/29)	4,800		2	時間		5	回					48,000	48,000	
11	諸謝金	協力謝金	受付・会場整備(7/29)	1,480		3	時間		5	回					22,200	22,200	
12	諸謝金	協力謝金	受付・会場整備(7/29)	1,300		3	時間		5	回					19,500	19,500	
13	旅費	講師、指導員、関係者の旅費	電車〇〇駅～〇〇駅	700		1	往復		6	回					4,200	4,200	
14	旅費	講師、指導員、関係者の旅費	電車▽〇駅～〇〇駅	600		1	往復		6	回					3,600	3,600	
15	借損料	会場使用料	〇〇市民会館大会議室(7/29)	10,000		1	回								10,000	10,000	
16	借損料	会場使用料	〇〇市民会館和室(7/29)	1,000		5	回								5,000	5,000	
17	消耗品費	消耗品費	お花	500		200	セット								100,000	100,000	
18	借損料	用具・機材等借料	花器レンタル	5,000		1	セット		5	回					25,000	25,000	
19	雑役務費	雑役務費	教材映像作成	150,000		1	式								150,000	150,000	
20	再委託費	借損料	着物借損料	1,500		40	セット								60,000	60,000	
21	消耗品費	消耗品費	講師・スタッフ用飲料	100		10	本								1,000		1,000

【収入の部】

(単位：円)

No.	区分	内 訳	金 額
	10	11	12
1	自己負担金	講師・スタッフ用飲料	1,000

【事務局経費】支出・収入内訳明細書(様式1－5内)と【様式①～⑮】支出・収入内訳明細書(様式1－5内)のシートについて

【事務局経費】：事業を複数運営する際に使用する共通の経費(人件費・通信運搬費等)を計上してください。

【事業①】～【事業⑮】：事業①～⑮を運営する際の経費を計上してください。

※【事務局経費】は共通で使用する経費がある場合に御使用ください。

共通で使用する経費がない場合には、【事業①】～【事業⑮】のみの御提出で支障ありません。
登録内容の重複には御注意ください。

VIII 企画提案書の記入例（様式1－5内 共通～詳細～）

番号	内容
①	種別をプルダウンリストより選択してください。 ※コピー＆ペーストで作成されますと、様式1－5に正しく反映されない可能性がありますので必ずプルダウンから選択してください。
②	細目をプルダウンリストより選択してください。 ※①で選択した種別に合わせて表示される選択項目が変化します。必ずプルダウンから選択してください。
③	費用の内訳を具体的に入力してください。
④	単価を入力してください。
⑤	数量とそれに見合う単位を入力してください。
⑥	金額が自動入力されます。
⑦	⑥（金額）と⑧（自己負担額等）の差額が自動入力されます。
⑧	該当行の費用について、委託経費以外で負担する際に入力してください。
⑨	支出合計（円）：⑥の合計金額が自動入力されます。 収入合計（円）：⑫の合計金額が自動入力されます。 支援対象外・自己負担額等合計：⑧の合計金額が自動入力されます。 対象経費の合計：⑦の合計が自動入力されます。
⑩	収入の区分をプルダウンリストより選択してください。
⑪	収入の内容を具体的に入力してください。
⑫	収入金額を入力してください。

※⑧の自己負担額等の入力がある場合、収入の部⑩・⑪・⑫にも入力が必要です。

※事業ごとに様式1－5内へ入力してください。

誓 約 書

当団体は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどをしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどをしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

① 令和 8 年 ○月○○日

② 団体所在地：東京都江東区東雲 1－7－12

③ 団 体 名：○○伝統文化保存会

④ 代表者氏名：伝統文化 太郎

VIII 誓約書の記入例（様式1－6 共通～詳細～）

番号	内容
①	記入日を入力してください。
②	団体所在地を入力してください。
③	団体名を入力してください。
④	代表者氏名を入力してください。

VIII 同意書の記入例（様式1－7共通）

【様式1－7】

同 意 書

当事業が採択された場合は、事業参加希望者への情報提供のために、以下1～3の内容に同意します。

- 1 当団体が実施するイベントの情報（イベント名、開催場所、開催期間・日時、対象学年、内容、申込方法、担当者の連絡先（TEL）、連絡先（メールアドレス）が、伝統文化親子教室事業のホームページへ掲載されること。
- 2 掲載する情報は、企画提案書等に記載した内容に基づくものとし、内容に変更が生じた場合は、自身で掲載内容の修正を行うこと。
また、イベントの取下げ・中止の場合は、事務局に届け出ること。
- 3 掲載する情報は当団体の実情に基づく正確なものとし、虚偽の情報が判明した場合には、掲載の取下げその他の対応を了承すること。

<様式1－1より抜粋>

8. 申請団体の担当者連絡先			
担当者氏名	地域 太郎	担当者所属	〇〇伝統文化保存会
担当者宛 送付先	(〒135 - 0062) 東京都江東区東雲1-7-12		
電話番号	0570-550-847	E-mail	dentto.chiikirenkei@gp.knt.co.jp

担当者の連絡先（TEL）、連絡先（メールアドレス）については、赤枠部分の内容が掲載されます

様式1-1

- 1 令和8年 ○月○○日
- 2 団体所在地：東京都江東区東雲1－7－12
- 3 団 体 名：〇〇伝統文化保存会
- 4 代表者氏名：伝統文化 太郎

VIII 同意書の記入例（様式 1－7 共通～詳細～）

番号	内容
①	記入日を入力してください。
②	団体所在地を入力してください。
③	団体名を入力してください。
④	代表者氏名を入力してください。

参考資料（委託実施要項）

※本要項は、応募期間開始時点のものであり、令和8年度中に改正予定です。

「伝統文化親子教室事業」委託実施要項

平成26年2月27日
文化庁次長決定
平成27年1月26日
平成29年1月23日
平成30年5月2日
令和2年6月18日
令和3年1月20日
令和4年2月3日
令和5年1月19日
令和7年1月17日
一部改正

1 趣 旨

次代を担う子供たちが親とともに、伝統文化、生活文化及び国民娯楽（以下「伝統文化等」という。）に関する活動を計画的・継続的に体験・修得する機会を提供する以下①～③の取組を支援することにより、伝統文化等の継承・発展と、子供たちの豊かな人間性の涵養（かんよう）に資することを目的とする。

①教室実施型

ア 次代を担う子供たちを対象に、伝統文化等に関する活動を計画的・継続的に体験・修得させる教室（以下「教室」という。）を実施し、教室で修得した技芸等の成果を披露する発表会や、地域で開催される行事等へ参加する取組

イ 「放課後子供教室」と連携した取組

上記①アの教室を「放課後子供教室」の一環として実施する取組

②地域展開型

地方公共団体等が、伝統文化親子教室事業（教室実施型・統括実施型）の指導者等と連携し、幅広い伝統文化等の分野に親しむきっかけ作りや、教室実施型が困難な地域での継続的・計画的な体験・修得機会を提供する取組

③統括実施型

子供たちに対して体験機会を提供するため、伝統文化等の各分野の複数団体を統括する団体が、組織的・広域的に体験機会を設ける取組（なお、体験機会の内容については上記①ア及びイに準じる）

2 委託業務の内容

- （１）上記１①～③の取組の実施に関する業務
- （２）本事業に関する事務局等業務
- （３）本事業の広報に関する業務
- （４）本事業の成果の定量的、定性的効果の分析に関する業務
- （５）その他上記（１）から（４）までの業務に付随する必要な事務

3 業務の委託先

委託先は、上記2の委託業務を円滑に行うことができる、法人格を有する団体（以下「法人」という。）とする。

4 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から契約期間満了日までとする。

5 委託手続

- (1) 委託を受けようとする法人は、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる業務計画書等を文化庁に提出する。
- (2) 文化庁は、法人から提出された業務計画書等の内容を検討し、適切であると認めた場合、法人に対し業務を委託する。

6 委託費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額）、再委託費、一般管理費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、法人が委託契約書の定めに違反し又は、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本委託業務のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

8 業務完了（廃止）の報告

法人は、業務が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む。）は、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる委託業務完了（廃止）報告書を作成し、業務が完了した日から30日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

9 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記8により提出された委託業務完了（廃止）報告書について調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、法人へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、委託業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10 その他

- （１）文化庁は、法人における業務の実施が事業趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- （２）文化庁は、委託業務の実施に当たり、法人の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- （３）文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、調査を行うことができる。
- （４）この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。
- （５）この要項は、令和７年度「伝統文化親子教室事業」委託業務から適用する。

3 型 地域連携コース 審査基準

1 審査方法

伝統文化等に識見を有する者で構成される協力者会議において、提出された各企画提案書について下記「2 評価方法」により評価を行う。

2 評価方法

下記の「採択要件」①～⑦（応募団体が地方公共団体又は地方公共団体が中心として参画する実行委員会の場合は①～⑥）の項目全てを満たすものを合格とする。協力者会議の各委員が評価を行い、協力者会議において決定した結果をもって行う。

〔採択要件〕

① 団体に関する要件

- ・ 募集案内に定める応募団体（事業者）の要件を満たし、かつ事業の実施に必要な体制を有していること

② 取組内容に関する要件（以下のAB 2 つのタイプのどちらかに該当すること）

【A 教室参画事業に応募するとき】以下の全てを満たすこと

- ・ 幅広い分野や地域等で伝統文化等に親しむきっかけとなる体験イベントを実施すること
- ・ 伝統文化親子教室（1 型 教室実施コース・2 型 広域支援コース）が当該取組に参画して行うものであること
- ・ 体験イベントと、参画する伝統文化親子教室（1 型 教室実施コース・2 型 広域支援コース）で扱う分野については、同じ分野を必ず含んでいること（全てが同じ分野でなくてもよいが、同じ分野のものを全く含んでいないものは不可）

【B 教室代替事業に応募するとき】以下の全てを満たすこと

- ・ 幅広い分野や地域等で伝統文化等に親しむきっかけ作りを行う取組（以下「きっかけ作りを行う取組」という。）を含んでいること
- ・ 伝統文化親子教室（1 型 教室実施コース）の実施が困難な地域で、計画的・継続的な体験・修得機会の提供を行う取組（以下「計画的・継続的な体験・修得機会の提供を行う取組」という。）を含んでいること
- ・ きっかけ作りを行う取組と、計画的・継続的な体験・修得機会の提供を行う取組で扱う分野については、同じ分野を必ず含んでいること（全てが同じ分野でなくてもよいが、同じ分野のものを全く含んでいないものは不可）

③ 分野に関する要件

- ・ 募集案内に定める「事業の対象となる分野」に該当し、「対象とならない分野」には該当しないこと

④ 事業概要に関する要件

- ・ 事業の概要（開催場所、開催時間、参加者等）が、本事業の趣旨・目的に合致し、妥当な設定となっていること

⑤ 体験内容に関する要件

- ・子供たちの体験内容が具体的に明記されており、本事業の趣旨・目的に合致していること

⑥ 経費に関する要件

- ・収入及び支出の計画が適正であること

⑦ 地方公共団体との連携に関する要件

- ・地方公共団体が共催又は後援すること

〔留意事項〕

- ① 地方公共団体との連携に関する要件においては、地方公共団体が共催又は後援することを要件とするが、応募時に共催又は後援が確定していなくても可とする。ただし、採択後において、共催又は後援がなく、連携していないことが判明したときには、要件を満たしていないこととなり、採択を取り消すことがあるので、早めに内諾等を取りつけること

- ② 予算上の制約等により、採択件数が絞られる場合、地域偏在の解消に資する取組を優先採択する

3 協力者会議委員の遵守事項

a 利害関係者の排除

提出された事業内容と利害関係がある協力者会議委員は、事務局にその旨を申し出ることとし、当該提案の審査に加わることができないこととする。

<利害関係の範囲>

- ・協力者会議委員が応募する実行委員会等に所属している場合
- ・協力者会議委員が応募する団体から謝金・給与等の報酬を得ている場合
- ・協力者会議委員が中立・公正に審査を行うことが難しいと自ら判断する場合（協力者会議委員が、応募する団体において外部有識者として関与しているなど中立・公正に審査を行うことが困難と認められる場合等）

b 不正な働きかけの防止

協力者会議委員は、募集参加者から何らかの不正な働きかけがあった場合は必ず事務局にそのことを申し出なければならない。

c 秘密保持

協力者会議委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び応募事業者の審査内容に係る情報については、外部に漏洩してはならない。

また、協力者会議委員として取得した情報（企画提案書等の各種資料を含む。）は、厳重に管理しなければならない。

4 企画内容等の変更

決定した企画案の内容等について、各委員から意見等があった場合には、決定した企画案の提案者に適宜伝え、改善を求めることがある。